

日本オリエント学会だより

- 1) 第58回大会 2) 学会奨励賞 3) 作文コンクール 4) 新入会員 5) 会員消息

1) 第58回大会

期 日：2016年11月12日（土）～13日（日）

会 場：慶應義塾大学三田キャンパス第一校舎

担 当：第58回大会実行委員会

委員長：杉本智俊

委 員：江添誠、鎌田由美子、間舎裕生、高井啓介、野元晋

第1日 11月12日（土）

14:00～ 公開講演会

17:10～ 奨励賞授与式

18:00～ 懇親会

第2日 11月13日（日）

9:30～ 研究発表

参加者 288名

プログラム

第1日 第315回公開講演会 北館ホール

「オリエント世界の宗教建築」

第1講演：岡田保良（国士館大学イラク古代文化研究所・教授）

「メソポタミアにおける神殿建築の系譜：バビロニア様式を中心に」

第2講演：益田朋幸（早稲田大学文学学術院・教授）

「東方キリスト教の聖堂と壁画装飾」

コメント：深見奈緒子（日本学術振興会カイロ研究連絡センター・センター長）

第2日 研究発表 6部会

102, 103, 104, 105, 108, 110教室（口頭発表）

111教室（ポスター発表：コアタイム [12:50～13:20]）

研究発表者・題目

第1会場

1. 堀岡 晴美 Tell Fara 出土文書に見られる職名 dilmun
2. 渡辺 和子 『ギルガメッシュ叙事詩』の新文書がもたらすもの
3. 秋元 和彌 けもの、くだもの、作り物や人物が演じて諭す：古代オリエントの人々の寓話という表現
4. 佐久間保彦 ヒッタイトの蛇占い文書
5. 永井 正勝・ 高橋 洋成 古代エジプト語聖刻文字資料とアッカド語楔形文字資料の対訳データベースの構想：「対応関係の可視化」のための研究プラットフォームの形成

6. 江原 聰子 新アッシリア時代におけるハランのシン崇拜：シリア出土のステラの分析に基づいて
7. 渡辺千香子 メソポタミアの合成獣（アンズー）に関する考察
8. 青島忠一朗 エサルハドンの王碑文における反乱の記述とその役割
9. 山我 哲雄 旧約聖書とユダヤ教における食物律法（カシュルート）
10. 杉江 拓磨 ダニエル書における神・王・賢人：メソポタミアの理念と対比して
- 第2会場**
1. 南澤 武蔵 古代エジプトのファイアンス製シャブティの製作について：生徒の復元製作を一つの手
掛かりとして考える
2. 西秋 良宏 南コーカサス地方新石器時代の社会発展と建築伝統
3. 足立 拓朗・ 藤井 純夫 アラビア半島の遊牧化過程：ワディ・シャルマ1遺跡の調査から
4. 後藤 健・西藤 清秀・安倍 雅史・上杉 彰紀・堀岡 晴美 バハレーン・ワーディー・アッ=サイル考古学プロジェクト第2次調査の報告
5. 土居 通正 エーヴィ海東南部と南西アナトリアの前12世紀前半の在地のミケーネ土器：特にピクトリ
アル・スタイルの編年について
6. 津村真輝子 北シリアにおけるローマとサーラーン朝ペルシアの境界域：テル・ミショルフェ遺跡出
土資料からの考察
7. 宮下佐江子 パルミラ饗宴図像の履物の意味について
8. 藤澤 綾乃 キリスト教公認後のエルサレム周辺における教会堂建設について
9. 渡部 展也 ベイティン遺跡ワディ・タワヒーン地区の水利施設とその立地（パレスチナ）
10. 岡田 真弓 イスラエル国における文化財保存政策の系譜に関する一考察
- 第3会場**
1. 山田 綾乃 クフ王第2の船の部材に記された文字：甲板室天井編
2. 畑守 泰子 エジプト古王国時代の墓碑文と図像に見る女性像とジェンダー：第4王朝の王妃メルエ
スアンク3世の家族関係とアイデンティティをめぐって
3. 肥後 時尚 古代エジプトのマアトの形態分類：中王国時代の文献資料を中心に
4. 長谷川 奏 エジプト西方デルタ・イドゥク湖南域の考古学調査：コーム・アル=ディバーウ遺跡表
層の生活痕跡を読み解く
5. 河合 望 エジプト、サッカラにおける新王国時代の墓地について
6. 高橋 寿光 エジプト、ルクソール西岸のアル=コーカ地区ウセルハト墓（TT47）から出土した新
王国時代の土器群について
7. 秋山 慎一 「残される記録、残されない記録」：エジプト新王国時代における、取引文書存在の意義
8. 西本 直子 古代エジプトの建築家カーの寝台、トリノ・エジプト博物館蔵S.8327：実大模型の検
討事項
9. 和田浩一郎 エジプト・アコリス遺跡出土の子供の埋葬について
10. 西本 真一・ 安岡 義文 エジプト・アコリスの未完成オベリスクと第一アナスタシ・バビルス
- 第4会場**
1. 宮本 亮一 バクトリア語文書から見たトハーリスターの社会
2. 青木 健 パトナーにおけるゾロアスター教神秘主義者アーザル・カイヴァーン

3. ベグマトフ・アリシェル カフィルカラ遺跡出土封泥の銘文と図像
4. 土谷 遥子 Darel 溪谷の支流渓谷『Giyal 川渓谷』現地調査 パキスタン北部地方『法顯の道』現地調査（2015）
- 企画セッション**
「ペルシア神秘主義における『ワラーヤ』概念の継承」
(企画者：井上 貴恵、司会：鎌田 繁)
5. 藤井 守男 古典期ペルシア神秘主義文学に現れる「ワラーヤ (walāya)」と「カラーマ (karāma)」をめぐって：『唯一性の神秘』(Asrār al-Tawhīd fī Maqāmāt-i al-Shaykh Abū Sa'īd Abī al-Khayr (d. 1049)) (1178/9 年頃 Muhammad b. Munawwar が執筆) を中心に
6. 宋 曜恩 ジャーミーの聖者列伝にみるイブン・アラビーの聖者性と霊的系譜
7. 井上 貴恵 『ゴルシャネラーズ』にみるワラーヤ概念：ペルシア神秘主義思想への存在一性論の影響をめぐって

第5会場

1. 太田 敬子 アッバース朝期（9-10世紀）における ahl al-dhimmah 規定の明文化の背景とその後の展開
2. 後藤 敦子 セルジューク朝のイラク支配とアミールたち
3. 柳谷あゆみ モスルと対ファランジュ問題
4. 白岩 一彦 ジャジャの子ヌールウッディーンのワクフ文書モンゴル語版について
5. 大津谷 韶 13世紀後半から15世紀初頭におけるメッカ・メディナの有力学者と周辺王朝の関わり
6. 森本 一夫 14-15世紀の十二イマーム派広域ネットワークとその「隠れた宗派主義」
7. 岩本 佳子 「我らのスルタン」か「我らのパーディシャー」か：オスマン朝文書行政における君主の呼称をめぐる一考察
8. 松尾有里子 近世オスマン帝国社会におけるウラマー名家：エブッスウード家の活動を中心に
9. 田熊友加里 19-20世紀ドイツ語文化圏におけるオリエント産絨毯交易：マイヤー・ミュッラー商会を事例に
10. 三沢 伸生 在日イスラーム教徒の対日活動の拠点：バラカトゥッラーの影響

第6会場

1. 立町 健悟 初期ユダヤペルシア語における聖書ヘブライ語動詞体系の反映について
2. 榎谷 温子 アラビア語古典文法における「あいまいな名詞句」
3. 平野 貴大 初期十二イマーム派（イマーム派）における顕教的教義：10世紀初頭のタフスィールの分析を通じて
4. 相樂 悠太 イブン・アラビー思想における「心」(qalb) と「変転」(taqallub) の意味連関：先行スーアーとの比較を通じて
5. 矢口 直英 14世紀のイブン・スィーナー『医学典範』注釈
6. 松田 和憲 19世紀南アジアにおけるイスラーム聖者崇敬批判の展開：シャー・ムハンマド・イスマーイールの議論を中心に
7. 近藤 洋平 イバード派法学派の形成と展開に関する一考察：家族法を題材にして

ポスターセッション

1. 近藤 二郎・河合 望・福田 莉紗 エジプト、ルクソール西岸のアル=コーカ地区から出土した葬送用コーン

2. 黒河内宏昌・ クフ王第2の船プロジェクト2014~15年度の活動
吉村 作治
3. 柏木 裕之・ クフ王第2の船の甲板室で用いられた部材の調査研究
山田 紗乃
4. 河合 望・柏木 裕之・高橋 寿光
エジプト、アブ・シール南丘陵遺跡出土、イシスネフェルトの石棺の保存修復と研究
5. 高橋 寿光 エジプト、ルクソール西岸のアル=コーカ地区ウセルハト墓（TT47）から出土したブ
トレマイオス朝の土器群について
6. 佐藤 育子 女神の変容：地中海におけるフェニキア・カルタゴの宗教の伝播

第1会場

1. Tell Fara 出土文書に見られる職名 dilmun

堀岡 晴美

Tell Fara 出土行政経済文書（前3千年紀半ば）には dilmun という肩書きを持つ人物が5人いる。彼らの中には ugula 「監督」と gal 「長」がいる。前4千年紀後半から dilmun は地名として知られており、ファラ文書の肩書き dilmun もかつては出身地の表示と考えられていた。しかし職名リスト（ED Lu₂ E）の中に dilmun が見られることから、近年では職名とする見方が主流である。

職名リストにおいて dilmun が bahar₂ 「陶工」と ma₂-GIN₂ 「舟大工」の間に置かれている事を理由に、エンゲルンド（R. Englund）が「ディルムン船舟大工」説を唱えたが、しかしファラ遺跡はウルクから見てユーフラテス河上流50kmに位置する。このような内陸で海洋船であるディルムン船を造ることはないだろう。船の建造場がファラに存在したという証拠もない。それでは dilmun 職はファラの地でどのような働きをしたのだろうか。

dilmun 職は犁口バ貸与・大麦支給・衣類支給・ma_x-NU×ŠUŠ 支給文書に現れる（注：ma_x=SI）。各種の支給の中でも彼らは ma_x-NU×ŠUŠ 支給文書にもっとも多く見られ、舟大工や水夫、そして sanga-ĜAR 「神殿行政官」・他都市からやってきた ensi₂-ĜAR 「都市支配者」・dam-gar₃ 「交易商人」に交じって120個、240個と大量に支給される。バウアー（J. Bauer）はラガシュ文書の si-u-nu(-sağ) を「海の生物」と解釈し ma_x-NU×ŠUŠ の同義語としたが、エンゲルンドはバウアー説に依拠しつつも ma_x-NU×ŠUŠ を「ウミガメ」と考え、またヴィシカート（G. Visicato）は「漁網」とした。しかしラガシュの si-u-nu(-sağ) は漁師による行政センターへの魚類納入記録の中に見られ、他方 ma_x-NU×ŠUŠ は行政側から支給されるものである。さらに後者に関しては「SI.GA.KI（地名）への旅行用」「キシュへ運んだ（時の支給）」という但し書きもあり、新品／中古品の区別もある。したがって ma_x-NU×ŠUŠ を魚の一種ないしは漁網とは考えにくい。

ma_x-NU×ŠUŠ 支給文書の1枚では、水夫に交じって牛飼いが受給者となっているが、この牛飼いには舟も与えられている。ここから ma_x-NU×ŠUŠ は舟に関わる仕事に対して支給されるものである事が明らかとなる。šuš には「覆う」「カヴァー」の意味がある事、受給者が神殿行政官を除いてファラとそれ以外の地を往来する者である事、これらを考えあわせると ma_x-NU×ŠUŠ とは舟運に不可欠な船荷に掛ける覆いではないかと推測される。dilmun 職の本来の職業を「ディルムン船舟大工」とするには更なる検討を要するだろうが、少なくともファラでは造船に従事したのではなく、水上輸送に携わっていたと言えよう。

2. 『ギルガメッシュ叙事詩』の新文書がもたらすもの

渡辺 和子

『ギルガメッシュ叙事詩』（標準版）第5書板の新文書T1447（イラク、スレイマニア博物館所蔵）が公刊され（Al-Rawi/George, JCS 66, 2014），これまでの第4書板の最後の部分（第5-6欄）に位置づけられてきたテクストAA（表面のみ）が、第5書板の第1-2欄を示すことがわかった。そして第5書板のテクストHの表面

が示す第1-2欄の下方に位置づけられるものであり、直接的な接合ではないが、同一の粘土板の部分であることが確認された。それによってテクスト H は H₁, AA は H₂ と訂正された (Al-Rawi/George, 73)。19世紀の G. スミスのように実際に AA を手にした者は、平らな表面と少し湾曲した裏面を正しく認識したが、20世紀の始めに AA の左下にある行の文字列と第5書板の第1欄の1行目の文字列がほぼ同じであるために、AA のものは第5書板のキャッチラインと誤解され、第4書板の終わりの部分とされてきた。それによって今日までの100年以上、誤った配置のまま翻訳されてきたことになる。

本文の内容に関しても新文書は新知見を提供する。この叙事詩では、「ギルガメシュは口を開いてエンキドゥに語って言った」という比較的長い「ト書き」を会話の間に挟んで誰の発話であるかを明確にしている。ところが第1欄のギルガメシュの長いセリフ (35-72行) の中にある「私の友は戦いを熟知している者であり、格闘を体験してきた者であって死を恐れない。怒り狂え！ そしてアーピルのごとくあなたの意識を変化させろ！ あなたの叫びが太鼓のごとく大きく響くように。あなたの腕から鳥肌がうせるように。あなたの足からすくみが去るよう」(39-44行, 発表者訳) という6行については、ト書きはないがエンキドゥのセリフが挟まれたものとし、45行目からギルガメシュが再び語ると解釈している (Al-Rawi/George, 79)。その理由は、ギルガメシュは恐れていると明言されているが (28行), エンキドゥは恐れていないと想定するからであり、「戦闘」はギルガメシュにふさわしいと考えるからである。しかし夢解きの能力はエンキドゥにあるが、ギルガメシュに無いことからも明らかのように、シャーマンとしてのアーピルのような素質もエンキドゥにふさわしい。したがってここに「話者の交替」を想定することは適切ではない。さらにマリ出土文書に特徴的とされてきたアーピルがこの叙事詩にも登場することは、今後のシャーマン研究にとっても見逃せない。

3. けもの、くだもの、作り物や人物が演じて諭す：古代オリエントの人々の寓話という表現 秋元 和彌

古代寓話を描写的側面から「獣、果物、作り物や人物が演じて諭す表現である」と定義し、フリ=ヒッタイト寓話を中心にシュメール、アッシリア、アラム、ヘブライ寓話を通して特徴、構造、技巧、擬装について言及し最終的に古代オリエントの人々の表現使用の意義を問う。寓話の基準となる四項目、物語 (narrative fiction), 形態 (trichotomic sequence 状態行動反応), 比喩、発見的学習道具 (heuristic device) を確認。この基準を用い約180寓話、初期王朝期のシュメール寓話、ハトゥシャの神殿跡から出土したフリ寓話（前16-17世紀）のヒッタイト語訳（前1400年）、ニヌルタウバリトゥスゥ寓話集（前716年作）、旧約聖書の寓話、イソップ物語の原点と言われる賢者アヒカル伝説と一緒に発見されたアラム寓話、デモティック文書（紀元1-2世紀）テフヌート神話にあるエジプト寓話を確認している。短い無動詞構文の例から複雑な構造を持つ例までの特徴を観察。シュメール寓話を含むエドゥバ文献は、意思疎通の表現をその機能に着目して素材のままに記録した。一方、フリ=ヒッタイト寓話はその修辞表現の機能に着目して史詩に応用した。形態発展として「つぶやき」のある例、解釈 (epimythium) という後付けの例、そして複数登場者が演じる長文の例を観察。記憶と再生の両方を助ける構造、口承文芸の基礎的な仕掛けを見る。フリ=ヒッタイト語並記寓話は、複雑な形態で表現・構造・プレゼン方法に革新的な変化を遂げている。解釈の常設で語り手の存在を論理的に組込んだ構成。語り手が聞き手（複数）に諭す「塔 (kumudi)」というフリ寓話を読む。平穏な状態が行動の段で一転、激しい単語で出来事を描く。反応は感想と行動の二段階で rheme を置く。終段に解釈が人間関係に生じる問題を「塔ではない、人間だ」と説く。フリ人独特な感性を伝える手法がある。壁が大工を「建てている者」と呼び、大工が「建てもらっている壁」と応じる言葉遣いに擬装のアリズムがある。寓話の基盤となる技巧は、擬人法でなく擬装と呼ぶ転義である。擬人法は例えば猫を長靴を履いた人の仕草で話す技。寓話では人を動植物、物、職業等で擬装し、更に話全体を擬装する。寓話に映し出す擬装現実という概念世界を古代オリエントの人々が共有している前提があってこそ成立する意思伝達の表現であった。

参考文献

- Akimoto, K. 2010: *Ante-Aesopica: Fable Traditions of the Ancient Near East*, Ann Arbor: ProQuest.
- Alster, B. 1997: *Proverbs of Ancient Sumer*, 2 vols. Bethesda: CDL Press.
- Neu, E. 1996: *Das hurritische Epos der Freilassung I*, StBoT 32, Wiesbaden: Harrassowitz.

4. ヒッタイトの蛇占い文書

佐久間 保彦

ヒッタイトでは、神へ質問をし、一定の手段により神からの答えを得ることを記録した占い文書が多く残されている。その際に手段として、鳥の飛行や動物の内臓、シンボルなどが主に使用されてきた。その他に数は少ないものの、水瓶の中で蛇（MUŠ）が遊泳するのを観察して記録した蛇占い文書が知られている。蛇占い文書では、鳥占い文書やシンボル占い文書と共に用語が使われているが、その詳細についてはこれまで分析がされていなかった。またその遊泳する MUŠ の同定については、これまで爬虫類の蛇と魚類の鰐の 2 通りの解釈が出されていたが、遊泳の記述の分析に基づいた根拠は皆無だったため、どちらも説得力に乏しかった。さらに、吉凶の導き方についても解明されていなかった。そこで本研究では、遊泳の記述の分析、それに基づく MUŠ の同定、吉凶の導き方の解明の 3 点を目的とした。

まず遊泳の記述の分析については、「来る」、「行く」、「消え去る」、「捕える」などの行動を表す動詞や、「上へ」、「下へ」などの上下方向を表す副詞は、鳥占い文書と共に移動のおおまかな状況は把握できた。他方、出発点や通過点・到着点には、「幸福」や「病気」などのシンボル名が使われており、それらの具体的な位置は不明だったので、こまかなる経路までは理解できなかった。

次に MUŠ の同定については、「上へ（泳いで）捕えた。（その後）水瓶の中へ向きを変えた」という記述に着目した。「魚を捕えた」という場合と違って、上方で何かを捕える際には捕えられる対象が明記されていない。そこで、空気を捕える、すなわち、呼吸をすると解釈した。えら呼吸ではなく肺呼吸をすることから、MUŠ は魚類の鰐ではなく、爬虫類の蛇であると結論づけた。

最後に吉凶の導き方については、吉凶の表現がシンボル占いと同じであること、遊泳の記述の中でシンボル名が登場することから、シンボル占いと同じ原理で吉凶が定められると予想した。解析した結果、予想通りシンボル占いと同様に、「幸福」などの良い意味のシンボル名と「病気」などの悪い意味のシンボル名の使用頻度により吉凶が決定されることがわかった。

5. 古代エジプト語聖刻文字資料とアッカド語楔形文字資料の対訳データベースの構想：「対応関係の可視化」 のための研究プラットフォームの形成

永井 正勝・高橋 洋成

発表者らはこれまで、エジプト語神官文字資料、日本語明治期文典資料、アッカド語楔形文字資料といった言語構造も文字体系も異なる言語資料を、共通のプラットフォームで扱うための共同研究を進めてきた。文法記述のためには文字そのものではなく、それを抽象化した転写テキストが必要となるが、転写テキストの利用は文法記述と文字情報の乖離という問題を生じさせる。このため、発表者らは原資料画像と言語記述データとを融合させるとともに、異なる言語と文字体系を統一的に扱うことのできる言語研究プラットフォームの開発を積み重ねてきた。

発表者らは次のステップとして、同一の研究プラットフォーム上にエジプト語聖刻文字資料とアッカド語楔形文字資料の対訳データベースを構築する研究に着手することとした（科学研究費、課題番号：15K02503、代表：永井正勝）。本研究では、対訳資料として、エジプト王ラメセス 2 世とヒッタイト王シュッピルリウマとの間に交わされた平和条約資料（前13世紀）を用いることにしたが、本資料は共に破損が多く、また、構造の異なる言語同士の対応を見定める必要があるため、データベース化に際して大きな困難が予想される。

そこで発表者らは、言語記述の精度を上げるとともに、両言語の対応関係を可視化させることを目的として、

以下のような予備的なデータベースを構築することにした。具体的には、(1) エジプト語聖刻文字資料、アッカド語楔形文字資料のそれぞれについて文字と語に関する記述データを Excel で作成し、語には一意の識別子を割り振り、(2) 語に割り振られた識別子を用いて、語句と語句の対応関係を記述したデータ（リンクベース）を Excel で作成し、(3) Excel データを XML/HTML 変換して統合し、対応関係をハイパーリンクとして示すことのできる Web ベースのシステムを構築した。これにより、Web ブラウザ上で語をクリックすると、対応する語あるいは語群がハイライトされると同時に、各語の情報を一覧として表示することが可能となった。今後、この予備的なデータベースを用いて両言語の対応関係や文法記述の精密化を行い、最終的には、資料の写真画像を含めたデータベースの構築へと研究を発展させていく所存である。

6. 新アッシリア時代におけるハランのシン崇拜：シリア出土のステラの分析に基づいて 江原 聰子

メソポタミア北限、北シリアの都市ハランは古来、シュメールのウルと並んで月神の宗教センターとして有名であった。初期（前2千年紀）のハランの月神シンについての情報は限られているが、マリ文書等の記述から、基本的に契約を保証し、知恵と秩序を司る神であったようだ。さらにこの神は、シリアにおいて圧倒的優位な神格であった。シーガルはハランの月神崇拜を頂点神崇拜と定義し、トイアーはハランのシンのアムル人に起源する唯一的性格を指摘している。

しかしながら前1千年紀の新アッシリア時代以降、ハランの月神は、前2千年紀とは異なる性格を示すようになる。本発表は、こうしたハランの月神の性格の変遷を、新アッシリア時代のステラ図像と銘文に注目して分析した。

ハラン近郊から南レヴァントにかけて、ハランの月神の象徴である三日月スタンダードを刻んだステラが10点発見され、さらにベト・サイダやハウラン地域、南東トルコから牡牛像で表されたものが4点、ティル・バルシップ等から擬人化されたものが2点見つかっている。

最初の10点は、ほとんどが新アッシリア王の影響下に立てられ、アッシリアの西方拡大の野望のために、シンの西方における圧倒的影響力を利用したものと思われる。後二者は、アッシリア影響下のアラム人が立てたと考えられる。

ステラは、銘文の内容から、境界を示す「境界石」の役割を果たしていたと見られる。図像はシンを中心としているが、銘文にはアッシリアの神々がハランのシンと並んで言及され、シン自身も「アッシリアの偉大な神々」とされている。そのことから、ハラン宗教は、アッシリアの直接的支配下に組み込まれ、アッシリアの神々を受け入れることで、独占的な月神崇拜から多神教的なものへと変容していったと考えられる。

それに応じて、シン自身にも変化が生じた。ベト・サイダ等出土の4点のステラの牛頭人物像は、はっきりと月神シンの新旧の性格の共存を示している。境界保証（契約保証）神であると同時に、戦争や王権を司る神としての性格である。

初期の契約保証神の性格は境界秩序の守護者として生き続けているが、ティル・バルシップ等出土のステラに描かれたハランのシンは、擬人化され、アッシリア風の服を纏い、三日月を帯びた武器を持っている。ここに初期のシンとの相違が窺われる。

本発表では、こうしたハランのシンの性格の変遷を、ステラの図像および銘文からあとづけてみた。

7. メソポタミアの合成獣（アンズー）に関する考察

渡辺 千香子

本発表は、一般に「ライオン・ドラゴン」と総称される古代メソポタミアの合成獣について、図像ならびに文献資料から文化的・象徴的役割を考察する。合成獣は、怪物とも呼ばれ、現実には存在しない空想上の動物である。しかしながら、実際には実在する動物の身体パーツを組み合わせて形成される。異なる動物の身体の部位をひとつの動物に統合する思考プロセスは、それ自体が複合的な概念を統合する過程を表わし、その結果

として、自然・超自然現象、文化的、宗教的、政治的コンテキスト等における幅広い領域における概念の操作が可能になる。この意味で、レヴィ=ストロースの「動物は単に食べるのに良いだけではなく、思考するにも良い」対象だとする主張は、合成獣において最も純粹に体现されている。

ライオン・ドラゴンは、基本的にライオンと猛禽類を合体させた合成獣を意味する。ライオンの頭部と猛禽類の身体を併せ持つ作例は、紀元前4千年紀のウルク期にまで遡る。初期王朝時代には、この合成獣は翼を広げた正面観で描かれ、多くの場合、ライオンや鹿など一対の動物の上に足を広げて立つ姿で表現される。アッカド時代には、円筒印章の図像に側面観で表現され、ライオンの頭部・前脚・胴体に、猛禽類の翼・後足・尾を有し、嵐の神イシュクル（アダド）の戦車を引く姿で表現される。ウル第三王朝時代になると、それまでの神々の従順な僕から、英雄神に退治されるべき怪物へと役割が変化する。この合成獣の名前（AN.IM.DUGUD. MUŠEN）の読み方について、研究者により異なる見解が提示されてきたが、アルスターは、シュメール語・アッカド語の読みとして /zu/, /anzu/ の両方が存在していたことを指摘した。本発表ではこの見解を踏まえ、この合成獣を「アンズー」と呼ぶ。紀元前1千年紀には、ニヌルタ神がアンズーを攻撃する神話の場面が浮彫りや円筒印章に表現され、その過程でニヌルタ神の神獣に、アンズーとはまた別の合成獣が登場するようになる。時代とともに合成獣に付加された文化的意義が変化する一方、この合成獣の不变的な属性について、図像表現ならびに文献の観点から考察する。

8. エサルハドンの王碑文における反乱の記述とその役割

青島 忠一朗

アッシリア王碑文は王の軍事遠征や建設事業を記念し、その功績を称えるために作成された。一般に王碑文の叙述には、王の賛美に不都合な事実を隠蔽・歪曲する傾向が見られる。本発表では、王碑文において王にとつて不名誉になりうる反乱とその鎮圧がどのように描かれ、いかなる役割を果たしたのかを考察した。そのケーススタディーとして、エサルハドンの王碑文のうち前676年作成の碑文（RINAP 4, No. 2, 以下 No. 2）と前673年作成の碑文（RINAP. 4, No. 1, 以下 No. 1）を取り上げた。

これら2つの碑文はいくつかの同じ反乱を扱っているが、その描写は大きく異なる。No. 2 は懲罰遠征について、反乱鎮圧という理由を伏せ、未服属の地への征服活動であるかのように描き出す。唯一反乱として明記されるのは、ビート・ダックリのシャマシュ・イブニの反乱である。碑文はシャマシュ・イブニをバビロンの住人を脅かす反乱者として描くが、王碑文外資料から、実際には反アッシリア的活動に関与したために処罰された可能性が高い。碑文がこの反乱をバビロンと結びつけて語るのは、バビロニアに対して宥和政策をとったエサルハドンをこの都市の庇護に尽力する、正当なバビロニア王として描くためと推測される。

これに対し、No. 1 ではシャマシュ・イブニの反乱に加え、碑文冒頭にエサルハドンの王位継承に關係した内乱を主題とする「弁明」が新たに挿入され、それに統いて海の国の知事による武装蜂起とシドンの支配者の離反が言及される。「弁明」の追加と海の国に関する記事の変化は、前672年に行なわれたアッシュルバニパルの王位継承に関する誓約との関係が指摘されてきた。「弁明」はエサルハドンの王位を正当化することで、アッシュルバニパルの王位継承を正当化し、海の国の記事は誓約破棄の恐ろしさを強調し、臣下への警告の役割を果たしたというのである。

しかし海の国の記事は、王位継承戦争を描く「弁明」とシドンの反乱記事に挟まれており、3つの記事は反乱を主題とした一つのまとまりを形成していると考えられる。むしろ一連の記事は、1) 王の即位に關係した王族によるクーデター、2) それを契機にした州知事の武力蜂起、そして3) 遠方の属王の離反という、首謀者も性質も異なる反乱と反乱者の末路を提示することで、様々な位階の臣下に対する警告の役割を果たしていくと考えるほうが適切だろう。

9. 旧約聖書とユダヤ教における食物律法（カシュルート）

山我 哲雄

ユダヤ教の食物規定（カシュルート）は、トーラー（旧約聖書のモーセ5書）とその解釈に基づいている。その内容を大雑把に要約すれば、(1) 血の摂取の禁止、(2) 食べてよい肉と乳製品の混合の禁止、(3) 「清い（タホール）」動物のみを食し、ブタなどの「穢れた（タメー）」とされる動物を避ける、の三原則からなる。

これらの食物律法の「体系」全体を、単独の理由や理論で説明することはできない。固定した世界観が先にあり、そこから個々の動物についての淨、不淨の価値づけが結果として生じるという見方（Douglas）や、それらの食物の禁忌をもっぱら生態学的、経済的実用性から説明しようとする試み（Harris）には無理がある。むしろ、さまざまな理由から生じた個々のタブーが歴史を経るうちに次第に体系化され、最終的に現在あるようなシステムに帰結したと見るべきであろう。

個々の食物の禁忌に元来どのような理由があったのにせよ、現在の旧約聖書では、そのような理由はすっかり忘れられ、それらは神の問答無用な命令と見なされている。

歴史的に見て重要なのは、それらの禁忌を含む食物律法が体系化されたのが、ユダヤ人が国家も土地も失い、宗教も文化も民族も異なる異郷の地に強制移住されたバビロン捕囚の時代（前6世紀）であったという事実である。それは捕囚民にとって、民族解体の危機の時代であった。彼らは、食という人間生活の最も基本的な要素の特異性に徹底的にこだわることによって、同化を免れようとしたのであろう。レビ記の食物規定では最後の部分で「あなたたちは自分を聖別して、聖なる者となれ」と命じられている。申命記の食物規定でも、最後に「あなたはあなたの神、ヤハウェの聖なる民である」と規定されている。いずれの場合にも、特定の食物の禁忌が民族的な「聖性」と結びつけられているわけである。ヘブライ語の「聖なる（カドーシュ）」という語の語源についてはさまざまな議論があるが、そのもっとも有力な説明の一つは、（俗なるものから）「切り離された」という意味だとするものである。王国滅亡、捕囚という極限的な体験の中で、捕囚のユダヤ人たちは、食物律法を通じて自分たちを文字通り周囲の世界から「切り離す」ことを通じて、異教的環境の中で「聖なる民」としての自分たちのアイデンティティを維持することに成功したのであろう。

10. ダニエル書における神・王・賢人：メソポタミアの理念と対比して

杉江 拓磨

死海西岸のクムランから発見された巻物断片4Q242は1956年に「ナボニドスの祈り」として公表された。そこには、アラビアのティマで7年間、皮膚病に冒されたナボニドスという王が自らの偶像崇拜の罪を悔いて神にささげたとされる祈りの言葉が記されている。バビロンの王が罪のゆえに7年間、宮廷を離れざるを得なくなつた後に悔い改めるという大筋において、この文書はダニエル書4章と、登場する王の名前は異なるものの、著しい相似を示す。そこから、新バビロニア王朝のナボニドス（在位前555-539年）とダニエル書との関係はダニエル書の中でもほとんどもっぱら4章に集中して論じられてきた。本発表は、それと異なり、ダニエル書2章のダニエルと『ナボニドス弾劾叙事詩』（以下『弾劾叙事詩』）が描くナボニドス（必ずしも歴史上のナボニドスとは一致しない）とを比較した。

ナボニドスの廃位から間もないバビロンでこの王を非難して書かれたと推定される『弾劾叙事詩』の第v欄8'-13'行において、ナボニドスは月神から夢ですべてを知らされ、秘密の知識を得て天文卜占文書に代表される学知を凌駕したと豪語したとされる。神から夢で秘密を開示されたとする点で、その言葉はダニエル書2章20-23節のダニエルの祈りを想起させる。さらに、ダニエル書2章は、王が見た夢の解釈に失敗したバビロンの学者たちに対し、それに成功したダニエルの優位を表現するものであり、卜占の学知を超えたと述べる『弾劾叙事詩』のナボニドスとこの章のダニエルの姿には重なるところが見られる。

ダニエル書（少なくとも2章）の著者が間接的にせよ、何らかの形で『弾劾叙事詩』の内容に接していたとすると、そこで否定的に示されるナボニドスの発言が逆に肯定的なものとしてダニエルの口に上られたと考えることが可能となる。その際、ダニエル書の著者は、ナボニドスを傲慢な暴君とする『弾劾叙事詩』全体を

貫く王に対する冷ややかな視線と、『弾劾叙事詩』の中のナボニドスが表明するト占を超える秘密の知識が神から与えられるという主張の双方を同時に採用したことになる。そして、バビロンの学者および王よりも優れた、神に選ばれた眞の「知恵と力」(ダニエル書2章23節)の持ち主としてユダヤ人ダニエルを描き出すために、両者を組み合わせて役立てたものと推測される。

第2会場

1. 古代エジプトのファイアンス製シャブティの製作について：生徒の復元製作を一つの手掛かりとして考える

南澤 武蔵

古代エジプトでは、副葬品としてシャブティ（またはウシャブティ）と呼ばれる小像を墓に納めた。第19王朝にはファイアンス製シャブティの製作が盛んとなり、以後はファイアンスがシャブティの主要な材質となっていました。

このファイアンス製シャブティの製作体験を、高等学校の世界史Bの授業で「古代オリエント世界」の単元学習の一環として実施した。実施には、平成27年度科学研究費助成事業（奨励研究）(JSPS KAKENHI 15H00134「古代の技術によるモノづくりを通して思考力を育成する教材の開発」)の補助金を活用させていただいた。そして、教科書的な内容・製作体験・ファイアンスに関する発展的な内容の3つの学習要素を有機的に結びつけ、生徒に歴史的思考力を育成することを試みた。

ファイアンス製シャブティの製作を授業で取り組んだ背景には、次期学習指導要領の改訂がある。高等学校の地理歴史科については、現行必修科目の世界史Aが廃止され、新必修科目「歴史総合（仮称）」の設置が決まっている。この「歴史総合（仮称）」では主に近現代史が扱われ、古代オリエントは教科書に盛り込まれない可能性もある。そうした中でも、近代との「技術の比較」などの視点から、古代オリエントで生まれた文明を教材とすることは有用であるという考えを提示した。また、新科目の実施においては研究者からの積極的情報提供や協力が不可欠であることを指摘した。

その上で、高等学校で生徒が製作体験をすることは、実験考古学や「考古学における体験的方法」として研究に寄与する可能性を、生徒が製作したシャブティ群とサッカラで出土したカエムワセト他、複数の出土資料との比較から検討した。生徒が1人1体を製作したシャブティ群と、ラメセス2世の王子であったカエムワセトのシャブティ群とでは、規格の統一性において大きな差を観察することができ、改めてカエムワセトのシャブティが限られた専門工人の手によって製作されたことを示す結果となった。

今後の中等教育において、古代オリエントを学ぶ機会をどのようにつくるかを考えいかなくてはならない。その際に、研究者側からの情報発信が是非とも必要となる。一方で、生徒が行う製作体験は、考古学研究の一つのアプローチになり得る可能性もあり、双方にとって良い結果を生むと考える。

2. 南コーカサス地方新石器時代の社会発展と建築伝統

西秋 良宏

旧ソビエト時代末期から独立期にかけての政情不安が一段落した2000年代半ば以降、南コーカサス地方諸国 の新石器時代研究は格段の進展をとげている。海外調査隊が率先する先端的、組織的野外調査が始まったことに加えて放射性炭素年代測定や動植物考古学的分析など各種の理化学分析も導入され、新石器時代の文化編年 の骨格が定まってきた。その結果、近隣の研究先端地域、かつ農耕牧畜起源地たる西アジアで蓄積された成果と比較しながらコーカサス地方独自の新石器化プロセスを定義することが可能になりつつある。

2008年から東京大学総合研究博物館とアゼルバイジャン科学アカデミーが共同で手がけているクラ川中流域先史遺跡調査プロジェクトは、この研究進展に大きな貢献をなした事業の一つであると考える。特に注目すべきは、当地最古の農耕牧畜文化、ショムテペ文化の起源と展開について新知見をもたらした点にある。すなわち、その開始時期は前6000年頃であること、物質文化や生業経済のルーツは多くの点で北メソポタミア東北部

の土器新石器文化にあるとみてよいが、それらはパッケージとしてもたらされたのではなく、移入された少数の要素を在地集団が急速に発展させ新石器社会を形成していったらしいことなどを明らかにした。

要するに、南コーカサス地方の新石器化は、先進地帯、西アジアからは3,000年ほど遅れて始まったが、その後の農耕社会の発展は急であった。この発表では、上記事業で発掘した二つの初期新石器時代遺跡（ハッジ・エラムハンルとギヨイテペ）の建築構造をもとに、この間の社会変化について述べた。建築伝統を年代的に比較してみると、農耕牧畜伝来最初期には、二室からなる比較的大型の独立円形家屋が建てられたが、前6千年紀前半期を通じて、小型の円形家屋数基を丸く連ねて中庭を設ける家屋が密集する建築へと変容したことが判明した。この変化は、集落規模の拡大だけでなく、世帯活動の主たる場が屋外から屋内（中庭）に移行したこと、部屋の機能分化が進展したことなど、村落構造、世帯構造の変化を反映しているに相違ない。この変化は、西アジアでは先土器新石器時代A期からB期にかけて1,000年以上かけて起こったわけだが、南コーカサスでは農耕到来最初期の200～300年間ほどのうちに生じたことになる。

3. アラビア半島の遊牧化過程：ワディ・シャルマ1遺跡の調査から

足立 拓朗・藤井 純夫

金沢大学では、2012年度からサウジアラビア北西部タブーク州で、新石器時代から青銅器時代の遺跡調査を開始している。アラビア半島北部における遊牧拡散過程を追究することが目的である。2013年12月には、紅海沿岸に位置するワディ・シャルマ1遺跡Area-1の試掘調査を行った。

この遺跡は、以前の分布調査により先史時代に属すると報告されており、最近の我々の事前踏査でも後期新石器時代と想定していた。しかし、昨年末の試掘調査により先土器新石器B期（PPNB期）の小型集落であることが判明した。現在のところ、ワディ・シャルマ1遺跡はPPNB期の最南端遺跡であり、紅海沿岸までPPNB期の遺跡が分布することが明らかになったのである。出土したアムク型尖頭器や石皿、そして平面形を確認した矩形の大型複室住居跡などから、本遺跡はおそらくPPNB期の後期に位置づけられるであろう。

2014年9月には、本遺跡のArea-2において調査を実施し、PPNB期の住居跡を確認した。また、遺跡周辺の踏査を行い、円塔墓等の前期青銅器時代に属する遺構群を発見した。

本遺跡の調査成果が、サウジアラビアの新石器研究にとって新局面をもたらすことは確実である。しかし、そのためには調査・研究の進んだヨルダンの新石器文化研究との比較が肝要となる。金沢大学はこれまでヨルダン南部のジャフル盆地で新石器～青銅器時代研究を継続させてきた。その成果の一つであるジャフル編年の枠組みにワディ・シャルマ1遺跡を対応させることができるのである。また、金沢大学はサウジアラビア北西部においてアル・アイーナ遺跡やキルワ遺跡といった他のPPNB期の遺跡踏査も開始しており、ヨルダン南部からサウジアラビア北西部にまたがる広域の編年整備が期待される。

これにより、アラビア半島北部の新石器時代がレヴァント南部の新石器文化圏に組み込まれていた可能性を指摘できる。遊牧化過程もこのことと連動させて追究していくなければならない。

4. バハレーン・ワーディー・アッ=サイル考古学プロジェクト第2次調査の報告

後藤 健・西藤 清秀・安倍 雅史・上杉 彰紀・堀岡 晴美

ディルムンはメソポタミアの文献資料に登場する周辺国の中である。この王国は、とくに前2千年紀前半に、メソポタミアやマガン、インダスを結ぶペルシア湾の海上交易を独占し繁栄したことが知られている。メソポタミアには、ディルムンを経由し、銅や錫、象牙、カーネリアン、真珠、木材など大量の物資が運び込まれていた。いわば、物流の面からメソポタミア文明を支えたのが、このディルムンであった。現在、ペルシア湾に浮かぶバハレーン島が、このディルムンに比定されている。

発表者らは、2014年4月に「日本バハレーン考古学調査団」を組織し、「バハレーン、ワーディー・アッ=サイル考古学プロジェクト」を開始した。本プロジェクトの目的は、ディルムンの起源を明らかにすること、

すなわちバハレーンでどのように社会が複雑化を遂げ、王権が発達し、ディルムンがペルシア湾の海上交易を独占するに至ったかを考古学的に解明することである。

2015年の1月から、バハレーン島中央部にあるワーディー・アッ=サイル古墳群で発掘調査を実施している。前2050年から前1800年にかけての時期は、ディルムンの「文明期」に相当する。この時期、ディルムンはペルシア湾の海上交易を独占し、社会の複雑化が進み、巨大な王墓や城壁都市、神殿などが建設されたことが確認されている。一方、前2200年から前2050年の時期は「形成期」と呼ばれ、階層差がなく比較的平等な時期であったと考えられている。ワーディー・アッ=サイル古墳群は、バハレーンに唯一現存する形成期の古墳群であり、ディルムンの起源を研究するうえで、非常に有望な遺跡である。

2016年の1月、2月に、第2次ミッションを派遣し、ワーディー・アッ=サイル古墳群の測量調査、発掘調査また古環境研究などを実施した。本発表では、この第2次調査の諸成果を報告した。

5. エーゲ海東南部と南西アナトリアの前12世紀前半の在地のミケーネ土器：特にピクトリアル・スタイルの編年について

土居 通正

エーゲ海東南部の島嶼、そしてミレトスなど南西アナトリアから前12世紀に年代づけられる特徴的なミケーネ土器が出土している。様式上ののみならず胎土の化学分析から在地の土器であることが認められており、コス島では人物や様々な動物文を持つものが多く知られている。こうした文様を持つミケーネ土器は時期を問わずピクトリアル・スタイル（以下PSと略す）と総称されるが、ミケーネでの層位的発掘から、前1200年頃の宮殿崩壊後PSは一時期殆ど途絶え、再興したのは前12世紀中葉以降とされた。そこでコス島のPSも同時期に位置付けられているが、問題となるのが「馬の主人」の呼称を持つPSを始め、様式上そして胎土分析から上記の地域から輸入されたものとされているウガリト出土の一群の大形のクレーターである。精緻な筆致で描かれた人物と動物文は、前12世紀中葉以降（IIIC Middle）のPSを想起させるが、ウガリトの崩壊年代は前1190年以降下っても前1185年頃と定まっており、この比較は現行の編年体系に少なからぬ変更を要請することになる。このためこれらのクレーターの年代をIIIC Early、即ち本土諸宮殿の崩壊後、漸く復興がはじまった頃とする折衷案が現在定着している（Güntner 2000）。

一方、最近の見解では当否は別として、IIIC Earlyに先行する二時期（IIIB Developed, IIIB End）にレヴァントに輸出されたPSは殆ど皆無とされているので、かなりの期間をおいて崩壊直前のウガリトに一群のクレーターの優品が突如再びもたらされたということになる。ここで翻って「馬の主人」の図柄を逆にIIIB期後半のクレーターと比較検討してみると、IIIB DevelopedのPSに前者の文様要素や構図に直接繋がるものを見出せる。このことから考えると「馬の主人」のクレーターはむしろIIIB Endに於ける発展を示すものと捉えた方が自然である。ではIIIC Earlyに於けるPSの製作についてはどうか。近年エフェソス北方の遺丘（Bademgediği Tepe）で海戦図を持つ大形のクレーターが出土したが、IIIB期の文様要素を僅かに残すIIIC期のPSと考えられる。IIIB期末に当該地域で開花したPSがIIIC Earlyに入っても同地域で途切れずに継続したことを見唆する資料の一つであろう。

6. 北シリアにおけるローマとサーサーン朝ペルシアの境界域：テル・ミショルフェ遺跡出土資料からの考察

津村 真輝子

北シリアにおけるユーフラテス川中流域は、前1世紀にローマがシリア属州を設立して以来、ローマと東側支配者、すなわちアルサケス朝パルティア、3世紀半ばからはサーサーン朝ペルシアとの境界域であった。本報告では、北シリアの遺跡からの出土資料や文献からの情報をもとに、3世紀半ばのユーフラテス川中流域におけるローマとサーサーン朝ペルシアの攻防についての一つの可能性を検討してみた。

テル・ミショルフェ・ハッジ・アリ・イッサ（略：テル・ミショルフェ）は、北シリアのユーフラテス河東

岸に位置する「砦」址である。古代オリエント博物館が1975～80年に発掘し、1979年に概報が出た（江上他編1979）。報告者は現在、この遺跡および遺跡周辺の出土資料の再整理・再検討を進めている。そのなかで、(1) 298枚のシリア属州発行の4ドラクマ銀貨および(2)ローマ帝国のラテン語銘入り分銅を「再発見」したこと、砦が少なくとも3世紀半ばにおいてローマ側の拠点であった可能性を導いた（津村2007a；2007b；2014）。

今回あらたに、砦が破棄された時期と背景について、文献資料も加えて検討した。まず、一括出土のローマコインの組成の比較検討から、砦が破棄された時期がローマ帝国トラヤヌス・デキウス治世（249～51年）ないし直後と推測した。これは、サーサーン朝ペルシアのシャープフル1世の第2次対ローマ戦（252年～56/57年）の時期にあたる。イランに残る「ナグシェ・ロスタムのシャープフル1世碑文」は、バルバリッソス（252/53年）、アンティオキア（252/53年）、ドゥーラ・エウロポス（256/57年）等、シャープフル1世が壊滅させたと主張する37の都市名があげられている。バルバリッソスはテル・ミショルフェから40km南にあり、砦はペルシア軍がここからヒエラポリスに向かう途中またはアンティオキアからの帰途途中に攻撃を受けた可能性が考えられる。短絡的ではあるが、同碑文に記されたシャープフル1世の焼討戦法は遺跡の灰層と結びつける事もできる。

周辺にはローマ時代の遺構と思われる地下式墓や墓廟らしき切石積遺構が存在する。テル・ミショルフェとの関係を明確にするには至らなかったが、大きな鍵となることは確かである。今後は、この地域全体を俯瞰的にみたさらなる慎重な検証が必要である。

7. パルミラ饗宴図像の履物について

宮下 佐江子

シリア・アラブ共和国のオアシス都市パルミラは、紀元後1-3世紀に最盛期をむかえ、東西交易の要衝の地として大いに繁栄した。

東西の人々が往き交うパルミラでは、東西の文化が流入し、独特な文化を形成してきた。これまで、シリア考古総局ばかりではなく、欧米の調査団が多数参加して、市街地の公的建造物や街の郊外にある墓の発掘調査をおこなってきた。

日本も1990年より、奈良県立橿原考古学研究所を中心に7基の墓の調査をおこない、多くの成果を挙げてきた。特に個人肖像彫刻が、本人に似せて個々に作成されたのか、あるいは職人によりあらかじめ作成された肖像を選んで、記録したのか長年議論されてきたが、日本隊の出土人骨の計測、その復顔作業によって個人肖像は個々人に似せて作られたものであることが解明された。

墓室内彫像は、前述した個人肖像彫刻と、横臥して酒杯を手にする主人を中心にしてその妻や子供達が組み合わされた家族饗宴図と呼ばれる彫像が知られている。それらは西アジア美術の伝統である、細部にまで写実的につくり込んだ表現方法で描出されており、当時の生活や社会の有様を伝える貴重な遺物である。

これまで、このような彫像の衣服、装身具、容器などについて分析が行われてきたが、横たわった家族饗宴図像の中心人物に描出される履物についてはなされていなかった。ローマ帝国内の履物は主に室内ではサンダル型、公共の場では紐付きの短靴型（calcei）であり、アナトリアでは長靴型の靴が古くから知られる。

パルミラでもローマ帝国内の彫像にみられるような、サンダル型、長靴型、短靴型などが墓の彫像以外にみられるが、中国、我が国で知られる襪（しとうず）に似ている靴下を履く例はない。墓内の彫像の横臥人物に描出されているのは①靴型、②靴下、③靴+靴下で、実物の類例は中央アジア以東に見る。ローマの石棺饗宴図の人物像の足先は覆われているか、あるいは裸足で、パルミラ大型彫像、横臥像の中心人物が裸足であるのはごく少ない。家族饗宴図と言いならわされている彫像に描出された履物を履く人物は死者であることをあらわしているのではないだろうか。

この大型彫像集合体がどのような意味をもっていたか、これまでに蓄積したデータを活用してさらに総合的に研究していくことを今後の課題としたい。

8. キリスト教公認後のエルサレム周辺における教会堂建設について

藤澤 綾乃

313年のいわゆるミラノ勅令によってローマ帝国民の信仰の自由が認められ、地中海地域では教会堂や修道院が表立って建設されるようになった。なかでもパレスチナ（現イスラエル）のエルサレム周辺からは多数の遺構が確認されており、この現象はコンスタンティヌス1世とその母ヘレナの熱心な活動の影響によるものであることを示唆している。本発表では、キリスト教公認後のパレスチナのキリスト教化の状況をエルサレム北側地域の教会堂及び修道院遺構の分布と性格から検討した。

バガッティ (Bagatti 2002) は、エルサレムからネアポリスにかけて分布するビザンツ時代の遺構を集成し、20世紀後半の発掘調査について具体的に記している。これらの考古資料を相互に比較し検討することは、キリスト教の伝播・定着を把握する上で非常に意味があると考えられる。またマゲン (Magen 2012) は、ビザンツ時代の墓地や住居の遺構がユダヤ・サマリア地方には少ないと指摘し、この地域のキリスト教化は早くとも5世紀後半であり、公認直後の教会堂は外来の者によって建設され、利用されていたと主張している。従来の研究と比べてマゲンの見解は革新的であるが、パレスチナ自治区には踏査に留まる遺構も多く存在することから、教会関連の建造物をはじめ墓地や住居など考古学的に実証してきたものを改めて整理する必要がある。

本発表ではその取り掛かりとして、一定の基準を設けて教会堂遺構のタイプ分けを行ない、それそれがどのような位置づけにあるかを明確にした。具体的には、(1) 建物の型式、(2) 地理的立地、(3) 主要道路（巡礼路）との位置関係、(4) 巡礼記録の有無などを基準として検討した。今回は、ユダの山地の主要道路沿いには立派な建材を使用した大型の教会堂が点在し、一方でエルサレムとエリコを結ぶ荒野周辺には修道者向けの礼拝堂が多く分布していることを確認し、バガッティやマゲンの集成をより詳細に分類して提示することができた。一般に、公認当初は国家事業によって大型の教会堂が建設されたと考えられているが、私的財産や喜捨による教会堂建設の可能性も考慮することは、この地域全体のキリスト教化のプロセスを探り出す糸口となるであろう。今後は教会堂遺構の周辺環境にも目を向け、それぞれの地理的な位置づけに基づいて考察を深めてていきたい。

9. ベイティン遺跡ワディ・タワヒーン地区の水利施設とその立地（パレスチナ）

渡部 展也

ベイティン遺跡は、聖書のベテルに比定される遺跡であり、豊富な水源を持つ土地として知られている。この地を調査した Robinson (1856) や Albright ら (1968) も、泉を源とする水資源の豊富さについて触れており、少なくとも数十年前までは、これらの水源も実見できたものと想像される。パレスチナにおける発掘調査の成果からは、フランク人のものを含む十字軍時代の集落が12世紀頃のエルサレムとラマッラの北部に展開していたことが知られるようになった (Pringle 1994; Ellenblum 1998)。ベイティン遺跡においても、2014年と2015年の発掘調査により、十字軍時代の遺構も確認されていることは注目される (杉本他 2014; 2015)。

まずは、全体像を確認するために D. Pringle, *Secular Buildings in the Crusader Kingdom of Jerusalem: An Archaeological Gazetteer* (1997) を基に GIS データベースを構築し、分布図の作成を行った。この分布図からは、貯水施設 (cistern や reservoir 等) がランダムに分布するのに対し、アクアダクトの分布が偏りを見せること（都市域、あるいは水車の導水としての利用か）、エルサレムの北部に農業関連の施設（オイルプレス・ワインプレス）が集中することなどが読み取れた。これにより、ベイティン遺跡が、この農業関連の分布の偏り (Ellenblum のいうエルサレム北部の十字軍集落地域とも重なる) に位置していることが確認された。

ベイティン遺跡のワディ・タワヒーン地区周辺では、ワインプレス、オリーブプレス、大規模な reservoir と、それに付随すると思われるアクアダクトを伴う地下施設（取水口？）が確認されている。これら遺構の多くが年代不明であったが、地下施設のみはその形態（粗雑な pointed vault）、内部構造の細部（おそらくランプ置きの穴）などが周辺の1160年代前後の十字軍遺構と極めてよく似た特徴を示しており、同時期に属する可能性が高いと結論付けられた。石の切りあいからみてアクアダクトも地下施設建造時からのものであり、これ

らと reservoir を含めた施設が水利システムとして当時稼働していたと考えられる。プレス類の時期は不明であるが、Ellenblum の示すエルサレムから 4km の距離にある農業集落 Kh.Al-Lawza の土地利用とワディ・タワヒーンの遺構・畑地の配置も類似しており、全体的な状況証拠から鑑みると、ベイティン遺跡が十字軍時代に農業集落を形成していた可能性は少なくないものと考えられる。ただし、60m 程先の畑地の灌漑に対するアクアダクトの必然性や、教会遺構との関係など、検討の余地も残された。

10. イスラエル国における文化財保存政策の系譜に関する一考察

岡田 真弓

本発表では、イスラエル国で実施されている文化財保存政策の形成過程を明らかにするため、19世紀末から現在までに当該地域で設けられた法制度や取り組まれた政策を通時に整理した。とくに、当地域の文化財保存政策の基礎的枠組が形成されたイギリス委任統治時代に注目し、その特徴と後世への影響について論じた。

当該地域で最初の文化財保護法は、1884年「オスマン帝国古物法」であるが、法制度や組織も含めた総合的な整備は、イギリス委任統治政府時代から加速した。イギリスがパレスチナ地域に占領下敵国領政府を設立し、統治に向けた準備を整えていく中、聖地の歴史を今に伝える文化財の保存は重要な課題の一つであった。

1918年、イギリスの都市協会をモデルとしたプロ・エルサレム協会が設立された。プロ・エルサレム協会の主な活動は、①エルサレム内の遺跡や歴史的建造物の悉皆調査、②エルサレム内の遺跡や歴史的建造物の保存・修復活動、③エルサレムの文化財保存計画「エルサレム公園システム」の提案、④「古物に関する宣言」の提起であった。その後、1920年に発足したイギリス古物局は、プロ・エルサレム協会の「古物に関する宣言」を活かす形で「古物条例」を施行した。また、領域内にある遺跡の悉皆調査を行い、3,780ヶ所の遺跡を確認、その内2,048ヶ所を保護記念物として登録した。法制度の確立や遺跡の悉皆調査の成果は、1948年以降イスラエル国が着手した文化財保存政策の基盤として大きな役割を果たした。

加えて、都市計画策定においても当時の文化財保存をめぐる様相を読み取ることができる。イギリス委任統治政府は、エルサレムの人口急増に伴う国土開発と文化財の保存の両方に対応すべく、5通りの都市計画図を作成した。イギリスの植民地都市計画でよく用いられた公園緑地帯、あるいはそれに類する地帯が、いずれの計画図でもエルサレムの旧市街地を中心に設定された。当初、公園緑地帯は文化財と開発地帯との境界として用いられたが、やがて点在する文化財を保存していく空間へと発展した。都市計画策定の過程で釀成された、文化財を公共の空間の中で保存していく考え方は、現在イスラエル国の遺跡保存・活用の主軸となっている国立公園制度にも引き継がれている。今後も当該期の文化財保存に関する様相についてより詳細な検討を行い、パレスチナ地域の文化財保存をめぐる方針の系譜を明らかにしていきたい。

第3会場

1. クフ王第2の船の部材に記された文字：甲板室天井編

山田 綾乃

クフ王第2の船遺跡で取り上げられた木造船の部材に記された文字資料のうち、本発表では甲板室天井を対象として、字種・表記法・記載位置などから各文字の役割を明らかにした。本発表は船大工が用いた文字を介した情報伝達の仕組みを解明するための第一歩であり、クフ王第2の船復元考察における重要な糸口である。また本研究は、従来マスタバ墓の壁画資料を中心に議論された造船工程や造船技術研究の一端にも位置づけられる。

甲板室天井は右舷・左舷各5枚、計10枚のパネルで構成されている（現段階で9枚が確認された）。墨書・刻書の使い分けおよび記載された位置の違いから傾向を把握し、天井パネルの構成とともに考察した結果、甲板室天井に記された文字の役割には以下の4つがあると結論付けた。

①棟を置く位置を示す文字群（棟下面および板上面）：棟の下面とそれに接する板材に同じ文字（墨書）を記し符牒とする方法と、棟に数字（刻書）を振る方法の2つの手法を使っている。

②右舷・左舷を区別する文字群（棧上面）：右舷の天井パネルには刻書の imy-wrt、左舷の天井パネルには墨書の tA-wr が記され、これにより右舷・左舷が区別されている。記される位置は最も船首側の棧上面に限られる（③、④も同様）。

③船首から何番目の天井パネルであるかを意味する文字群（棧上面）：右舷に限っては、imy-wrt の文字と併せて船首から順に数字が刻まれる。刻まれた数字は復元された天井パネルの配置順と一致する。

④右舷・左舷で対になる（隣り合う）ことを意味する文字群（棧上面）：左舷には 5 枚の天井パネルの位置を決定する文字はない。その代わりに、右舷・左舷で対になるパネル同士に同じ文字が記され、それを符牒とすることによって左舷の天井パネルの配置が特定される。

尚、このように表記法の異なる複数の文字が 1 枚の天井に混在する背景については、新王国時代第 18 王朝トウトアンクアメン王の厨子に記された文字群を引き合いに、複数回組立（あるいは仮組）と解体が繰り返された可能性を指摘した。

本発表で扱った文字資料は、板材と棧を正しく組み合わせ、甲板室の天井に配置するために必要であったと考えられる。今後は同様の方法論を用いて甲板室側壁・扉について考察し、甲板室全体の番付システムを明らかにする。将来的には本研究成果をクフ王第 2 の船の復元考察においても活用していきたい。

2. エジプト古王国時代の墓碑文と図像による女性像とジェンダー：第 4 王朝の王妃メルエスアンク 3 世の家族関係とアイデンティティをめぐって

畠守 泰子

古王国時代の女性に関する資料の大半は、墓主である男性の妻・母・娘・姉妹として表された図像とそれに付随する称号、短い銘文などである。これらの資料、特に図像において、女性たちは男性に寄り添う控えめで従順な存在として表現されているところから、彼女たちが従属的・受動的な立場にあったこと、その従属性がエジプトの社会における性別役割分担認識に根差したものであったことなどがこれまで論じられてきた。その一方で、墓壁画は現実をそのまま表現したものではなく、死者の復活にとって有用な情報を象徴的な形で表したものであると考えられるようになってきており、男性の墓における女性の図像には、男性の生殖力を高める性的対象としての意味があったとの指摘もある。

本報告では、主として男性の墓から導き出されたこれら従来の解釈を検証するために、女性の個人墓の中でも最も保存状態の良い第 4 王朝の王妃メルエスアンク 3 世の墓の図像と銘文を取り上げ、当時の王族女性の家族関係とアイデンティティ認識を中心に考察を行った。

メルエスアンク 3 世の称号では、「王の妻」称号よりも「王の娘」称号が優先的に記されるなど、王女（正確には王の孫娘）としての立場が強調されており、壁画においても父母（ともにクフ王の子）の図像が突出している。母のヘテプヘレス 2 世墓は自らの石棺を娘に与えたほか、墓の完成にも関与したと見られている。こうした親娘の結びつきの強さは、同時期の王妃カ梅ルエルネブティ 1 世が自分の墓を娘のカ梅ルエルネブティ 2 世に委譲した例にも認めることができる。職務によって社会に貢献したことを墓壁画に表現した男性の場合とは異なり、女性にとっては家庭とその象徴としての家族が墓壁画の題材として大きな意味を持っていたと考えられるが、第 4 王朝の王妃の場合、その家族とは主として父母や自らの子どもであったようである。この時期は王位継承における父子（長子）相続および王妃間の序列が確定しておらず、王妃たち（その多くは王族出身であった）の地位や序列は、父母の系譜や子ども（特に王となった息子）の有無に左右されたと推測される。特に、メルエスアンク 3 世やのカ梅ルエルネブティ 2 世のように「王の母」になれなかった王妃にとって、父母や祖父などの直系親族がアイデンティティのよりどころとしても経済的な支えとしても重要であったと考えられるのである。

3. 古代エジプトのマートの形態分類：中王国時代の文献資料を中心に

肥後 時尚

マートは、およそ3千年続く古代エジプトの歴史を通じて、当時の社会思想や王権觀に多大な影響を及ぼした抽象概念である。この概念は、世界の秩序をその中心的な意味として、正義や公正さ、真実といった多くの意味を持ち、絶えず社会の秩序を維持する役割を担っていた。この一面から、マートは、社会を統治し、秩序を維持する王の神的属性として古代エジプト人に認識されていた。一方でこの概念は、しばしば女神として神格化され、神話にも現れる。さらに、マートは、真実や正義の意味から、現世における行為の善惡の基準として死後の世界にも登場する。社会思想史や王権史、文化史に関わる多様な資料のなかで現れるマートは、複数の側面を併せ持ち、古代エジプトの歴史のなかでも特異な概念に位置づけられる。

本発表では、はじめにマートの個々の側面に焦点を置いた研究の前提として、様々な資料に現れるマートの持つ側面を分類する必要性を指摘した。そして、エジプト中王国時代頃の文献資料である「雄弁な農夫の物語」、「メリカラーワへの教訓」、「コフィン・テキスト」のマートの実例から、マートの側面を i) 抽象的概念、ii) 人格化、iii) 具体物に大別し、さらにそこから a) 主語となる、b) 目的語となる、c) 属性と結びつく、d) 属性を形成するという場合への分類を試みた。i) 抽象的概念の側面には、マートが抽象的な概念として、特定の動詞の目的語として表現される事例が多く見受けられた。ii) 人格化の側面には、マート女神自身が動作の主語となる事例が多く、ここから女神としてのマートの性格を抽出することが可能となる。また、「コフィン・テキスト」の一部の呪文からは、新王国時代以降に図像として現れるような iii) 具体物としてのマートの側面の特徴が確認された。このような分類を進めることで、マートの持つ各側面の特色や他の諸要素との関係性を、マートの事例の統計的な情報から見出すことが期待される。しかしながら、本発表で試論した分類には依然として曖昧な部分も残るため、今後の研究では、より厳密かつ有効な分類区分を設定し、より多数の事例の分類を進めることで、マート研究を深化させていく必要がある。

4. エジプト西方デルタ・イドゥク湖南域の考古学調査：コーム・アル=ディバーウ遺跡表層の生活痕跡を読み解く

長谷川 奏

私たち研究班（早稲田大学を中心とした科研費調査研究班）の研究対象地域であるブハイラ県のイドゥク湖のほとりは、伝統的な低湿地である。従来のアレクサンドリア古典考古学では、アレクサンドリア自体の都市構造の探求や、アレクサンドリアと西方デルタの緑地帯の流通あるいは西方砂漠との繋がり等の研究に重点が置かれてきたために、低地での人々の暮らしぶりの解明は学史に新しい光を投げかけるであろう。当該地域では前6～5千年紀の海進後に塩基性土壤が残されたために、灌漑が困難な地となった一方で、ここには多くのヘレニズム遺跡が分布している。その歴史的背景を追究するために、研究班はイドゥク湖の湖面範囲の復元と古砂丘堆積の復元に関する考察を進めてきた。そこである時は海洋と繋がりあるいは切り離される変動に搖さぶられ、かつ砂丘という脆弱な生活基盤での遺跡テリトリーに焦点が当てられた。当地は、北から南にかけて地中海～砂丘～海水塩分の高い湖～淡水の湖～緑地と環境の差異が大きく、東西では平坦な低地がデルタの端から端まで続いている。そこで、人々は脆弱な生業複合に依拠しながらも、環境を生かした活発な経済活動を営み、ひとたび出来上がった文化の形はデルタの東西に広がっていったと推測された。

本発表では、上記の仮説の具体的な検証事例として選定した、コーム・アル=ディバーウ遺跡の地表面探査の成果を報じる。当該遺跡は、古砂丘の上に形成された集落遺跡であり、学史の上では未調査の遺跡である。研究班は2014年9月に、微地形測量の後に探査機材を用いて分布調査を行った。磁気探査では、西斜面に広がる日乾燥瓦で建造された集落址と思われる極めて明瞭な分布の反応が得られた。地表面の遺物の所見を合わせると、この集落がローマ時代（後1～3世紀）に繁栄期を迎えていたことを推測させる。一方、GPR探査の結果では、集落南側の麓において、焼成煉瓦建造物が分布している可能性が得られた。また遺構観察からは、丘の頂部にナオスをもつ神殿の壁体が検出され、その煉瓦規格（36-38cmL）から、当面プロトマイオス王朝時

代の建造による可能性を視野に入れることができた。これらの結果を総じて、南丘陵全体ではヘレニズム時代からビザンツ時代までの時代層が重層的に折り重なっている可能性が得られ、次年度の発掘調査により詳細な生活文化資料が得られることは確実と考えられる。

5. エジプト、サッカラにおける新王国時代の墓地について

河合 望

初期王朝時代から古王国時代にかけてエジプト北部の中心地メンフィスは、新王国時代第18王朝初期より再び行政の中心地として機能していたことが知られている。しかし、メンフィスの中心的な墓地であるサッカラでは、新王国時代の墓地の位置が網羅的に把握されていない。また、欧米の博物館・美術館にサッカラの新王国時代の高官墓由来の遺物が多数収蔵されているが、それらの墓の位置が不明である場合が多い。

そこで発表者は、文部科学省科学研究費補助金基盤研究（B）（海外学術調査）の助成を受け、サッカラにおける新王国時代の未確認の墓地を明らかにし、考古学的発掘調査により新王国時代のメンフィスの様相を明らかにすることを目的とする新しい調査を開始した。本発表では、2016年に実施された最初の2回の調査の成果を報告した。

5月に実施した最初の調査では、北サッカラ地区のテティ王ピラミッド北墓地、セラペウム、そしてアブ・シール湖を結ぶ約 0.87 km^2 の三角形のエリアで踏査を行なった。その結果、従来から知られていた北サッカラの台地の北東の突端部に位置する新王国時代の墓地の他に、テティ王のピラミッドの北西に位置する舌状の丘陵に約 10万 m^2 の規模にわたって新王国時代の遺物が集中している地区が明らかとなった。この地区は既に大規模な盗掘は受けているものの、これまで考古学的な調査が行われていない新王国時代の墓地とみられる。遺物の傾向としては、古王国時代第4王朝の土器が当該地区全体で検出され、新王国時代の土器は第18王朝初期から中期の土器が当該地区の東側に集中し、後期からラメセス朝の土器が西側に集中する傾向がみられた。おそらく、この地区では古王国時代に墓地が形成され、その上に東側から徐々に新王国時代の墓が造営されたと推定された。8月に実施した調査では、5月の踏査で新たに新王国時代の墓地の存在が確認されたテティ王ピラミッド北墓地の北西部で3次元地形測量、部分的な物理探査と踏査を実施した。8月の踏査では、当該地区の人工衛星画像解析を行った東海大学の恵多谷雅弘氏と共にグランド・トゥルースを実施した。また、サッカラ台地の北東部の2箇所で地形測量と物理探査を行った。8月の調査の結果、テティ王ピラミッド北墓地北西部では、日乾レンガ製の上部構造を持つ墓か単純埋葬だったと考えられる。北サッカラ台地の北東部には岩窟墓は埋蔵されている可能性が指摘された。

6. エジプト、ルクソール西岸のアル=コーカ地区ウセルハト墓（TT47）から出土した新王国時代の土器群について

高橋 寿光

エジプト、ルクソール西岸アル=コーカ地区に位置する新王国アメンヘテプ3世時代のウセルハト墓（TT47）における発掘調査（研究代表者：近藤二郎早大教授）によって、これまでウセルハト墓の上部に堆積する石灰岩チップ層から、同時期の土器群が発見された。石灰岩チップ層は後世の攪乱を受けていないことから、当時の活動の様子をよく示していると考えられる。本発表では、発見されたアメンヘテプ3世時代の土器群の検討から、当時の活動の様子を復元することを目的とする。

ウセルハト墓の上部に堆積する石灰岩チップ層の発掘調査を行ったところ、アメンヘテプ3世時代の遺物しか出土しないことから、堆積当時の状況を保ったままであると判断された。また、層を構成する石灰岩チップには、鑿痕が確認され、更に墓の造営に関連する遺物（オストラコン、バスケット片、縄など）が発見された。堆積場所や堆積の方向などを踏まえると、この石灰岩チップ層は、ウセルハト墓の造営のために石灰岩の岩盤を掘削し、廃棄したものと考えられる。

石灰岩チップ層から発見された土器群は、類例から新王国アメンヘテプ3世時代に年代づけることができた。

土器群を検討した結果、2つのグループに分けることができた。

1番目のグループは、プラスターを含む壺形土器、顔料の付着した皿形土器、黒色樹脂が付着し2次加工の痕跡のある長頸アンフォラ、ランプに使用されすの付着したアンフォラなどである。プラスターや顔料を含むことやサッカラにおける類例から、墓の造営活動の際に職人や労働者によって使用された土器群と考えられる。

2番目のグループは、小型の蓋、小型の皿形土器、白色のスリップで覆われた碗形土器（内部には火を焚いた痕跡）、赤色スリップの施された短頸壺型土器、青色彩文土器などである。器種組成などから、儀式に使用された土器群と考えられる。特に墓造営の掘削排土である石灰岩チップ層から出土していることから、墓の造営に関連する儀式に使用されたと考えられる。儀式に使用された土器群は、石灰岩チップ層全域から出土しており、当時、墓の造営に際して、ある一定期間ごとに儀式が行われていたことが明らかとなった。

これまでの研究では、墓で発見される儀式に使用された土器群は、墓の埋葬時もしくは埋葬後の葬送の儀式に関連するものと考えられており、造営の際に儀式が行われていたことを新たに指摘することができた。

7. 「残される記録、残されない記録」：エジプト新王国時代における、取引文書存在の意義 秋山 慎一

古代史の史料には多かれ少なかれ著しい偏りがあることは論を俟たない。エジプト史上においても、たとえば王はいつ生まれていつ即位し、何年間統治していつ亡くなったのか文献史料上記録は残されていないのが原則であり、断片的に王の死が言及されたりすることがあるが、あくまで例外的である。

古代エジプト新王国時代において、当時貨幣はまだ知られておらず、日常生活における必要物資は、自給自足以外では商的取引によってまかなわれていた。こうした取引は、原則相対取引で、その場その場で、お互いの交渉によって取引がなされていた。こうした状況において記録文書は通常残される要素がない。しかし現実には、新王国時代の文書において、この種の取引文書の存在が相当数知られている。本来、文書記録として残るものでない記録が、なぜ残されているのであろうか。今回の報告では、こうした文書が残された、その要因と背景について考察を試みた。

今回の考察では史料の関係上デル・エル=メディーナにおける取引文書に限定し、どのようなものが取引の対象になっているのか、「支払い」にはどのような手続きを取っていたのかに留意して、対象とされる文書をみていった。

その結果、直接の取引対象はベッド、木棺、ステラといったものであり、「支払い」はいくつもの物資を合算して最終的に目的の価値に合わせた事例が中心であり、一対一の取引の事例はなかった。対象となる物資は、当時の人達にとっていわゆる大物が多く、具体的取引手段としては、個別物資の価値を金属の重量単位であるdebenという単位に換算して取引をおこなっており、あたかも deben が貨幣価値のような機能を果たしていた。その際交渉によって価値を決めつつ取引を行ったはずであり、「取引文書」に残されているものは、その最終結果を記録したものであろうと推定される。さらに、「支払い」も一度で容易に集めて手渡せるようなものではなく、ある程度の時間を要するものであったことも明らかとなった。

こうした状況下で、この種の文書が残されているという事実は、如何に当時の取引過程において、いざこざが絶えなかったのかを物語っており、一方で、どのようなものを調達しなければならなかったのかを窺い知ることができる文書群であり、今後は手続き論を中心とした内容分類と、訴訟文書との関連に考察を進めたい。

8. 古代エジプトの建築家カーの寝台、トリノ・エジプト博物館蔵 S. 8327：実大模型の検討事項

西本 直子

新王国時代の王墓造営者たちの統括者、カーと、その妻メリトの家具一式の実測調査を続けている。獅子脚を持ち、寝台に横たわる者の頭に向かって反り上がる曲面をなす、新王国時代の寝台の典型である S. 8327 の

調査を2014年に行った。この時代は、異なる社会階層の家具意匠を汎く見渡すことができる点に特徴があり、トゥトアンクアメン王の有した6例、貴族であるユィヤとトゥイヤ夫婦の3例、メリトの寝台（S.8629）など類例が豊富である。中でも Carter No. 80 は最も類似する。頭を高くする傾向は、第3王朝時代、ヘシラーの壁画の動物の意匠を持つ寝台にも、持たない寝台にもあったことが知られるが、その成り立ちは詳しく述べられておらず、既往研究はもっぱらアニミズムと関連した象徴性を取り上げてきた。唯一、H.G. フィッシャーは力学的観点から獅子脚の寝台の象徴性と貫の存在の矛盾を指摘し、新王国時代の曲面の意匠を「新しい豊かさの顕れ」としたが、詳しく述べないまま他界した。S.8327 の調査結果に基づく実大模型の作成を通じて、新王国時代の寝台の意匠の成り立ちをより実証的に検証していくと考えているが、その過程で生じた検討事項を纏める。なお、模型用材のヒマラヤスギは乳香を思わせる香があることを確認した。

すでに日本建築学会大会で S.8327 に人が横臥した際に、各部に生じる力の流れの推測図を発表した。これまで構造要素としては無視されていた編み細工を含めた力学的関係を検証する考えである。本発表では、寝台枠に開けた穴に直接施された編み細工の分析図を発表した。ヤシ、あるいはハルファなど剣状の細長い葉を真断なく撫った2本を一組として、互いに直行する2組の紐を斜めに編み付けている。紐の両端は貫に結びつけている。実験で編み細工の効果を確認するため、紐素材は実験中に破断しない素材とする。木仕口形状に関しては新王国時代の家具の断片写真を集めて傾向を分析して推定した。カーの寝台のフットボードの仕口に試行錯誤の痕跡が見つかった一方で、メリトの寝台のフットボードにはより質の高い仕口が施され、獅子脚の彫刻表現にはさらに技巧が凝らされていた。メリトはカーより先に急逝したが、二人の木棺とメリトの寝台はともに玄室に納められている。一方でカーの寝台は玄室に至る通廊に置かれていた。2つの寝台の扱いの違いについて、さらなる研究が望まれる。

9. エジプト・アコリス遺跡出土の子供の埋葬について

和田 浩一郎

2015年、中エジプト・アコリス遺跡の考古学調査において、集落域より一体の子供の埋葬が出土した。埋葬は建物の壁体の一部を掘り込んでいたが、層位の検証から付近の建物がまだ使用されているなかで行われたものと考えられており、第3中間期前半に比定されている。埋葬には蓋のない粗製の木棺が用いられており、丁寧に編まれた植物製マットが蓋代わりに上面全体を覆っていた。遺体の人類学的検証から、被葬者の子供は7~9歳と推測されている。木棺内からは遺体とともに、当該遺跡としては比較的豊富な副葬品が出土した。本発表ではこの副葬品の分析を通して、被葬者である子供の社会的役割を推測した。

被葬者の子供はネックレスやアンクレット、護符、スカラベといった、当該時期によく見られる装身具を身につけていただけでなく、バスケットの蓋と推測される工芸品を胸の上に、二組のクラッパー（拍子木）を足元に伴っていた。本発表では特にクラッパーに注目して考察を行った。クラッパーは牙製あるいは木製の打楽器であり、人間の手先を象る例が多い。しばしばハトホル女神の顔が手首部分に表現され、同女神との強い結びつきがうかがわれる。副葬品としては、ハトホル女神が誕生に関わる性格を持つことから、死者に再生の力を与える役割を持つと考えられる。ただ第3中間期の埋葬にともなう例は管見では認められず、生前のアイデンティティ・マーカーという、特別な意味を持った副葬品である可能性が高いと判断した。

クラッパーをともなう埋葬の類例を検証すると、パドル・ドールやファイアンス製女性小像との強い共伴関係があることが分かる。こうした副葬品については、神殿儀礼などに際して歌舞を披露する「ケネル」と呼ばれた集団との結びつきが近年指摘されている。ケネルには年少者が含まれていたことが図像表現と文字史料の両方から明らかであり、またケネルの女性たちは総じて多くの装身具を身につけた姿で表現される。このようケネルの構成員の特徴と、アコリス遺跡とその周辺地域が古王国時代以降ハトホル女神を奉じていたという歴史的背景を併せると、被葬者の子供がケネルあるいはそれに類する組織に属していた年少者だったと考えると主張した。

10. エジプト・アコリスの未完成オベリスクと第一アナスタシ・パピルス 西本 真一・安岡 義文

2015年の8月、新たにアコリスで見つかった未完成のオベリスクについては、2016年3月のアコリス・シンポジウムや同年6月の日本西アジア考古学会、また2016年7月に開催されたヘレニズム～イスラーム考古学研究会などにおいて、それぞれ異なった視点から研究の成果の報告をおこなった。

本報告では以上の考察結果をさらに展開して、いわゆる「オベリスクの問題」として広く知られている pAnastasi I: 14, 8-16, 5 (BM 10247. Cf. Gardiner 1911; Fischer-Elfert 1983; 1986; Imhausen 2016) を取り上げ、アコリスで見つかった未完成のオベリスクの設計寸法との関連を探った。このパピルスは古代エジプトの建築や数学に関する専門書の中で必ず取り上げられる重要なものとなっており、ここ近年、多くの専門家が言及しているものの、未だ完全な解説には至っていない。パピルスの年代は第19王朝であり、他方でアコリスの未完成オベリスクはプトレマイオス朝に属すると考えられ、かなり時代は隔たっているが、基本的な計画方法に大きな違いはうかがわれず、きわめて注目される点を述べた。完数による底辺とシャフトの長さの設定と、次に定められた古代エジプトの尺度に基づく勾配の指定が特に注目されよう。結果的に決定されたピラミディオンの底辺がそのままピラミディオンの高さに割り当てられている点は重要である。

このパピルスは別名で“satirical papyrus”と呼ばれ、文中には専門用語が意図的に織り混ぜられている難解な書である。オベリスクの勾配についての解説は、これまで文献学者は実際のオベリスクをまったく参照せずにこのパピルスに記された数値を実寸とみなしてきた。しかしエンゲルバッハによる示唆 (Engelbach 1922) を検討するならば、ここであらわされる勾配は実寸というよりも、むしろ1キュービットに対するディジット単位における比を書いていると推察される。ピラミディオンの高さと底辺も、時代を超えて同一のように思われる。

古代エジプト建築における勾配の決定方法に関しては謎が多くかったが、これらについての定説が覆ることとなり、今後の考究が強く望まれる。

第4会場

1. バクトリア語文書から見たトハーリスターの社会

宮本 亮一

近年発見されたイスラーム化以前の中央ユーラシア史に関わる重要な資料の1つに、150点を超えるバクトリア語文書群（4～8世紀）がある。アフガニスタン北部のローブ（現ルーイ）に由来すると考えられているこれらの文書群が発見され、その内容が解読されたことにより、資料がカバーする時代のトハーリスター（現在のアフガニスタン北部、ウズベキスタン南部、タジキスタン南部を含む歴史的な地域）における、歴史、地理、社会に関する新たな事実が明らかになりつつある。本発表では、それらの諸事実の中から、トハーリスターの社会に関する情報を整理し、その概要を提示した。

バクトリア語文書の内容から、トハーリスターには、*khār* と呼ばれる在地の支配者がいたことが分かれている。この在地の支配者は文書のカバーする時代を通じてその存在を確認することができる。*khār* が具体的にどのような権限を有していたかは判明していないが、世襲であった可能性が指摘できる。

またトハーリスターには、*khāragān* という形容辞（「*khār* の一族」などの意味）を持つ、*khār* と密接な関係にあった人々が存在しており、これらの人々は、*khāragān* という形容辞を持つと共に、城砦長（lizobido）などの様々な官職に就いており、ローブ以外の場所で活動していた可能性がある。

さらに、*khār* や *khāragān* に関係する文書には、執務官（fromalaro）、書記（labiro）、書記長（labirobido）、hostig といった称号/官職名を持った人物が現れる。これらの称号は在証例が少なく、具体的な職掌はほとんど解明することができないが、僅かながらに判明する点もある。まず、執務官は *khār* の命令によって活動し、税の徴収を行っていた可能性などを指摘することができる。書記や書記長については、その詳細はほとんど不明であるが、書記長は契約の成立を認可する役割を果たしていた可能性がある。また、hostig は、印章を管理

する役割や、印章を押した封泥付きの文書を持参してきた者の対応に当たった倉庫番のような役割を担っていたと推測することができる。なお、本発表では、バクトリア語文書の解読者 N. Sims-Williams がその語源や意味を示していない、この hostig という語の解釈について、パルティア語の'wstyg や中世ペルシア語の hwstyg' との関係、およびアルメニア語の ostikan との関係を指摘すると共に、hostig に関わる新出資料を紹介した。

2. パトナーにおけるゾロアスター教神秘主義者アーザル・カイヴァーン

青木 健

最初に、2010年以降のアーザル・カイヴァーン研究の成果を概観しよう。①カイヴァーン・ガズヴィーニー師（1938年没）の著書 *Erfān Nāme* の校訂（Qazvīnī 2009-10）、②アーザル・カイヴァーン廟調査（Chahārdehī 2012）、③アーザル・カイヴァーンの韻文 *Jām-e Kay Khusraw* の校訂（Chahārdehī 2012-13）、④アーザル・カイヴァーン学派文献 *Dādestān-e Mōbedān Mōbed* の校訂（青木 2015a; 2015b; 2016）、⑤アーザル・カイヴァーンの韻文 *Jām-e Kay Khusraw* の校訂（Karbassian 2016）、⑥*Shārestān* と *Dabestān* からのアーザル・カイヴァーン学派文献の逸文蒐集（Goshtāsb 2017）、⑦Āzar Pazhūh の著書 *Züre-ye Bāstānī* の校訂（Rezania and Aoki 2017）。

本発表では、②を承けて、伝・アーザル・カイヴァーン廟をテーマにしたい。以下が、②の結論である。

[アーザル・カイヴァーン廟は] パトナー市にある。最寄り駅はバンカーガートである。カッチー聖者廟の近くで国道の南側、ガンジス河から南へ250メートルである。現在ではガンジス河が後退しており、幾つかの家と1つの道路が、河とアーザル・カイヴァーン廟の間に位置している。廟の建築物は、アーザル・カイヴァーンの精神性に一致している。（Chahārdehī 2012, 79）

しかし、この論文には、伝・アーザル・カイヴァーン廟の正確な位置や特定する根拠が記されていない。この為、発表者は2016年2~3月にパトナーを訪れて現地調査し、追加情報を蒐集した。その結果、パトナー市東部は、14世紀からフェルドゥスィー教団が深く根を下ろしていたと判明した。伝・アーザル・カイヴァーン廟周辺の聖者廟は、ほぼこの教団に属している。更に、現地インフォーマントとして、シャー・アルザーニー教団のハスィーン・アフマド師、及びムンイミーヤ教団のライク・アル・ハック師と出逢い、各教団に伝わる口碑を蒐集した。それによると、

[各教団では] これをアーザル・カイヴァーン廟だと語り伝えている。しかし、ここはムスリム地区なので、1947年の印パ分離の際に住民の多数がパキスタンへ移住し、地区全体が空白地帯になった。そこへ移住したヒンドゥー教徒がアーザル・カイヴァーン廟を破壊し、その上にヒンドゥー寺院を建設しようとしたが、何度も工事に不備が現れて完成させることができず、結局寺院は未完成のまま放置された。

この寺院の下に、アーザル・カイヴァーンの遺体が埋まっている筈である。

結論として、発表者は、伝・アーザル・カイヴァーン廟が真廟である可能性は高いと考えている。今後は、アーザル・カイヴァーン学派文献の中に、この判断の当否を判定するに足る記述を探りたい。

3. カフィルカラ遺跡出土封泥の銘文と図像

ベグマトフ・アリシェル

近年、ウズベキスタン共和国のカフィルカラ遺跡では、多数の封泥や貨幣が発掘されている。イスラム以前の貨幣は200点弱、封泥は破片も含め600点を超える。これらの貨幣および幾つかの封泥には文字が施されており、これまでに数点の封泥の銘文を解読、図像の分類を行った。

カフィルカラ遺跡は、サマルカンド市の約12キロ南、ザラフシャン川の支流であるダルゴム運河沿いに位置する遺跡である。遺跡はシタデル、シャフリストン、ラバッドから構成されている。殆どの封泥がシタデルの8世紀初頭と推定される火災層から、様々な遺物とともに発掘されている。

これらの封泥には様々な図像が刻まれており、大きく次の3つに分けることができた：①神・人物像、②動物像、③単純な文様と文字が施されているもの。神や人物の図像の多くは、ギリシャとイランの影響を受けた

ものであるが、一部はチュルクの影響を受けたと考えられる図像も見られる。また、動物像はライオン、猪、鹿、鳥などの実在の動物を施しているものがほとんどであるが、中には想像上の動物、グリフォンなどを描いたものも見られる。さらに、人物と動物を組み合わせて描いたものも数点見られる。また、単純な幾何学文様や文字のみを刻んだ封泥もある。

封泥が出土した火災層から共伴した貨幣約180点を分類した結果、タルフン王（700-10年）の貨幣が最も新しいことが明らかになった。従って当該遺跡から出土した封泥は、これらの貨幣と同時期か、これより古いものであることが分かる。

出土封泥の中にはササン朝の様式で描かれた人物の胸像を囲んでバクトリア文字の銘文が刻まれた封泥（37×38mm）が含まれる。銘文の保存状態は良くないため、解読は難しいが、このタイプの封泥は22点出土しており、出土封泥の中で最も多く、最もサイズが大きいものである。同タイプのキダーラ（4-5世紀）のものと推定される封泥がバクトリアの方で見つかっている。図像の周りのバクトリア語の銘文はLerner and Sims-Williams 2011, 72-74によって解読されており、その和訳は「神なるウラルグ、 フンの王、 偉大なクシャン王、 サマルカンドのアフシャン」である。カフィル・カラ遺跡出土の封泥にも、サマルカンドの王が押した印鑑の印章痕が残っており、火災層と同時期のタルフン王かその少し前のサマルカンドとソグドの王のものである可能性を示唆する。

4. Darel 溪谷の支流溪谷『Giyal 川渓谷』現地調査 パキスタン北部地方『法顯の道』現地調査（2015）

土谷 邙子

法顯が弥勒像に詣でた「陀歷」（法顯伝）、即ち Darel 溪谷の西側を流れ、Darel 川の最下流で合流する Giyal 溪谷の現地調査報告である。Giyal 溪谷は、これまで学術調査が実施されなかった未踏査地であった。

Giyal 溪谷の最上流域には、Gilgit 川の支流溪谷で Giyal 溪谷と最上流で接する Bathraith 溪谷の河口から近づいた。Bathraith 溪谷の下流域には Rahimabad, Ush Kur 等の定住村、夏村の Eichi Wai と続き、Baro 川と Bialo 川が合流する Yashode で Bialo 川を遡り、上流域には幾多の移牧用の囲いが Chilali 峠まで続いた。

峠地帯で道が三方面に分かれた。西の Tangir 溪谷に至る Pai 峠。南東の Darel 川最上流域に至る Satil 峠。南西の Lili Gali 峠から Giyal 溪谷が始まった。急峻なガレの下降は困難であったが、次第に豊かな牧草地が広がり、上流域には移牧用の囲いが Giyal, Dadurai と続き、Giyal 川の左岸に合流する Harchibali 溪谷に達した。Harchibali 溪谷が、2013年に Darel 溪谷 Rajikot 城塞より隠れ路を辿って達した Harchibali 峠へ連なっていることが確認でき、Darel 溪谷と Giyal 溪谷との密接な関連が再認識された。

中流域には、Mosigal, Dogulass の針葉樹林が繁り、樹林渓谷の谷間に Gonut の丸太小屋、Sujagal 泉等、肥沃な移牧地が広がり、下流域には玉蜀黍畑、定住村 Giyal, Plati 村と続き、Giyal 川は Darel 川に合流した。Giyal 溪谷が比較的通行容易な谷であることが判明した。

その結果、Badakhshan 及び Wakhan（アフガニスタン東北部）とダレルを結び、さらに、古代葱嶺（Pamir）の Oxus 川（Amu Dariya）と Indus 川との間にあった巡礼地、Darel 溪谷をめぐり、中印度、ガンダーラと中央アジアを結ぶ文明の十字路の一端としての役割を、Giyal 溪谷が果たしていたであろうと推測することが、本調査によって可能になった。

企画セッション「ペルシア神秘主義における『ワラーヤ』概念の継承」

（企画者：井上 貴恵、司会：鎌田 繁）

本企画セッションは、「ペルシア神秘主義における『ワラーヤ』概念の継承」と題し、10世紀頃から15世紀頃までのペルシア神秘主義思想におけるワラーヤ論の変遷を検討した。

最初の発表者である藤井は、「古典期ペルシア神秘主義文学に現れる『ワラーヤ（walaya）』と『カラーマ

(karāma)』をめぐって：『唯一性の神秘』(Asrār al-Tawhd fī Maqāmāt-i al-Shaykh Abū Sa‘id Abī al-Khayr (d. 1049)) (1178/9年頃 Muḥammad b. Muṇawwar が執筆)を中心にして」と題し、『唯一性の神秘』に見られるワラーヤ概念に関し検討を行った。

続く宋は、「ジャーミーの聖者列伝にみるイブン・アラビーの聖者性と靈的系譜」と題し、ジャーミー('Abd al-Rahmān Jāmī, d. 1492) の『親交の息吹』(Nafahāt al-Uṣūl) を中心に取り扱い、ウワイズ(uways) 概念に基づく聖者らの靈的系譜に関して詳述した。

最後に井上の報告は、「『ゴルシャネラーズ』にみるワラーヤ概念：ペルシア神秘主義思想への存在一性論の影響をめぐって」と題し、14世紀初頭に活躍したマフムード・シャビスター (Mahmūd Shabistārī, d. 1318?) 著、『ゴルシャネラーズ』(Gulshan-i Rāz) に見られるワラーヤ概念を精察し、イブン・アラビー以降のペルシア神秘主義詩におけるワラーヤ概念の展開の一例とした。

5. 古典期ペルシア神秘主義文学に現れる「ワラーヤ (walāya)」と「カラーマ (karāma)」をめぐって： 『唯一性の神秘』(Asrār al-Tawhid fī Maqāmāt-i al-Shaykh Abū Sa‘id Abī al-Khayr (d. 1049)) (1178/9年 頃 Muḥammad b. Muṇawwar が執筆)を中心して

藤井 守男

「ワラーヤ」という主題は、スーフィーに現れるとされる恩寵としてのカラーマと一体のものとして記述されていることが多い、スーフィズムの根幹を成すワラーヤの精神性は「カラーマ」を通じて表出しているともいえる。アブー・サイード・アビル・ハイル (Abū Sa‘id Abī al-Khayr, d. 1049) の事跡を、子孫のムハンマド・ビン・ムナッワル (Muḥammad b. Muṇawwar) がアブー・サイードの没後100年以上を経て1178/79年頃、伝承を通じて執筆したとされる聖者伝『唯一性の神秘』には古典期のペルシア神秘文学におけるワラーヤとカラーマに関連して二つの重要な論点が顕在している。一つは、人の心を読み解く能力 (フィラーサト firāsat) による精神的転換を経て、否定する心が消え、社会の抗争、軋轢が氷解する過程そのものとして理解されるカラーマの内実に、神の導きの中で如何に正しく生きるかが提示されるという意味での倫理・道徳的側面が現れている点である。超自然的なカラーマの力で庶民を欺くことのないように、カラーマを秘匿することが導師にもとめられる理由もこの観点から説明できる。これは、古典期の神秘主義に共通した主題といえるものであり、古典期ペルシア神秘主義の集大成といえるルーミー (Jalāl al-Dīn Muḥammad Balkhī Rūmī, d. 1273) の作品にも影響が読みとれる。いま一つは、『唯一性の神秘』というテクストをいわば交差する形で現れている問題で、テクスト内に現れる「聖者の封印」をアブー・サイードにあてはめようとする箇所の文化史的意味合いにかかる主題といえる。ハキーム・ティルミズィー (Tirmidhī, d. 905-10) によって提起された「聖者の封印」の問題はアブー・サイードに関わる記述の全体像から窺える傾向からすると、後世、本書の執筆者が意図的に挿入した可能性が高く、1100年代に盛んになった「聖者の封印」の議論をうけたものと考えられる。この理論的側面での神秘家への直接的反映は主としてイブン・アラビー (d. 1240) にかかわることになるが、ティルミズィーの聖者觀、とりわけ、第2代正統カリフ・ウマル・イブン・ハッターブを、「神から靈感を享け、神がその言葉で語る」一人の神秘主義的禁欲家として捉える考え方では、『マスナヴィー』におけるウマルの精神性を軸とする物語にその影響を読み取ることができる。ムスタムリー・ブハーリー (Mustamli-yi Bukhārī) の Sharḥ-i Ta‘arruf li-Madhab al-Tasawwuf にも強く現れるこうした傾向は、ルーミーに至るペルシア神秘主義文学の底流に深く浸透しているといえる。

6. ジャーミーの聖者列伝にみるイブン・アラビーの聖者性と靈的系譜

宋 瞠恩

ジャーミー (1414-92) の Nafahāt al-Uṣūl min Ḥadārāt al-Quds は、古典期の禁欲主義的スーフィーからタリークのシャイフや神秘詩人まで、さまざまなグループの聖者の逸話を採録した聖者列伝として、普遍的觀点から聖者の歴史を記述している。ジャーミーはナクシュバンディー教団のスーフィーであると同時に存在一性論に

徹底した学者であり、イブン・アラビーを中心とする存在一性論者グループが彼の聖者列伝に含まれていることが際立つ。それは、イブン・アラビーの存在一性論は多くのスufiに膨大な影響を与えたのにもかかわらず、独自のタリーカを構成するか、有力聖者の系譜に組み込まれることもなかったからであり、ジャーミーはイブン・アラビーの聖者的特徴やその系譜に注目している。

まず、ジャーミーは序文に言及しているウワイス (uways) 概念に基づき、時間と空間を乗り越えてイブン・アラビーに靈的教示を与えた靈的師匠について述べる。ジャーミーの叙述によると、イブン・アラビーはヒドルからヒルカを伝授したヒドルの靈的弟子であり、アフマド・サブティーのようなワリーからも靈的知識を受けている。さらに彼はバグダードを中心に活動したアブドゥルカーディル・ジーラーニーやマグリブの聖者、アブー・マドヤンとも靈的師弟関係にあった。そこからジャーミーは、イブン・アラビーがバグダードとマグリブの東西神秘主義伝統の接点をなしているとしている。

また、ジャーミーはタサッルフ (tasarruf)，すなわち師匠が弟子に行使する靈的力によってイブン・アラビーの系譜が拡張しているとみている。具体的にはイブン・アラビーの *Fusūs al-Hikam* における神秘的知識がタサッルフを通じて彼の愛弟子クーナウィーや孫弟子ジャンディーに伝授され、彼らが權威のある *Fusūs* 注釈者になったと指摘する。この意味から *Fusūs* 注釈は、イブン・アラビーの靈的知識が正しく伝授されたことを示すヒルカの役割をしていると考えられる。

ジャーミーは *Nafahāt al-‘Uṣūl* においてイブン・アラビーの靈的系譜を聖者の普遍的歴史の中に組み込んでおり、イブン・アラビーの聖者としての姿がより多くのスufiたちに受け入れられるのに貢献したかもしれない。

7. 『ゴルシャネラーズ』にみるワラーヤ概念：ペルシア神秘主義思想への存在一性論の影響をめぐって

井上 貴恵

本発表では、14世紀初頭に活躍したマフムード・シャビスター (Mahmūd Shabistārī, d. 1318?) 著、『ゴルシャネラーズ』 (*Gulshan-i Rāz*) を中心に取り扱い、いわゆるイブン・アラビー思想の影響を受けて展開されたとされる、イブン・アラビー以降のペルシア神秘主義文学に着目した。

『ゴルシャネラーズ』は、先行研究においてイブン・アラビー思想をペルシア神秘詩へと導入した嚆矢であると評されることが多い。本発表においては、『ゴルシャネラーズ』の議論の中でも、イブン・アラビー思想において特徴的に発展したワラーヤ論の展開に着目することで、イブン・アラビー思想の展開の一例としての同書の位置付けを更に明らかにすることを目標とした。

発表を通し明らかとなったのは、『ゴルシャネラーズ』におけるイブン・アラビー思想の影響の痕跡は、術語レベルに留まるもので、内実はペルシア神秘主義に特有の、二項対立を用いたような表現によってワラーヤに関し論じていたという事実である。

以上の結果より、『ゴルシャネラーズ』はイブン・アラビー以降に著されたペルシア神秘詩として、イブン・アラビー思想の影響から無論免れてはいないものの、その思想的傾向に関して言えばむしろ、ハッラージュ由来のペルシア神秘主義に伝統的な思想傾向を有しているということが言えるのである。この時期のペルシア神秘主義思想は、イブン・アラビー思想の潮流との混交が始まった時期に当たり、イブン・アラビー思想に対する困惑や躊躇が見られることもまた事実である。

今後は以上の結論を受け、シャビスターの他の著作に関しても更に検討を加えることで、シャビスター思想全体におけるイブン・アラビー思想の捉え方に関し、一層議論を深めたい。

第5会場

1. アッバース朝期（9-10世紀）における *ahl al-dhimmah* 規定の明文化の背景とその後の展開 太田 敬子

本発表の目的は、ムスリム支配下の非ムスリム庇護民の基本的処遇を定めた憲章と一般に知られている「ウマルの契約」の法典としての成立過程を辿り、イスラーム国家における非ムスリムの処遇規定の思想的・社会的展開を分析することにあった。具体的には8世紀末から9世紀にかけての一般法典化と11世紀から12世紀にかけての内容の統一と請願形式の確立の経緯を辿った。「ウマルの契約」として知られている一連の規定は、形式的には非ムスリムが自らに義務付けた一連の規定として描きだされ、「ウマルへの請願」とも呼ぶべきものとなっている。この形式は10世紀頃から現れ始め、11~12世紀にかけて定着し、最終的にはマムルーク朝時代に標準化されただけでなく、さらに厳格化・拡大化が図られていることが跡づけられる。本発表では、異教徒統治法の統一化・一般化の過程を辿り、さらに非ムスリム側でも同様の動きが見られることを指摘した。

「ウマルへの請願」として後に標準化される庇護民規定は、征服時の個別の条約を収集しカタログ化したものを基礎として、スンナ派の各法学派それぞれにおいて、9世紀頃から法学関連書籍の中で一般化・体系化した法規として明文化されるようになる。その指標となるのが、シャーフィイーの*Kitāb al-Umm* に現されている模範条約である。しかしながら、この時期にはほとんどの場合庇護民規定をウマルの命令とは明記しておらず、また「請願」という形式も採用されていない。しかしながら、征服時の個々の契約が庇護民一般への規定へと収斂され、法典化されていく流れは明らかに見て取れる。10世紀になると、ウマルへの「請願」形式による庇護民規定が現れ始める。この形式は12世紀のイブン・アーサキルを経てマムルーク朝時代の著作の中で定番として確立する。

一方、「使徒ムハンマドによるナジュラーンの民との契約」やウマルの時代のタグリブ族の処遇は、非ムスリム一般の庇護民規定に包括できない例外事項として特記されるようになり、それらをいかに否定的に論じるかが学者達の焦点となっていく。また、多様であったムスリムと非ムスリムとの契約関係を一般化していくこうという流れは、同じく9世紀頃から非ムスリム庇護民の側でも観察される。

本発表では、庇護民規定の法典化の経緯を、例外規定や庇護民側の反応も視野に入れて検討した。

2. セルジューク朝のイラク支配とアミールたち

後藤 敦子

1055年トゥグリル・ベクがバグダードに入城し、セルジューク朝のイラク支配が確立した。1092年にスルタン・マリク・シャーが死去するとスルタン位継承争いが起こり、短期間で数人のスルタンが交代する状況に陥った。

本報告では、上記の政治状況下で軍事支配体制の要であるアミール（軍事司令官）がどのような役割を果たしたかを検討し、セルジューク朝の支配構造を読み解くことを試みた。報告者はかつてスルタンによってアミールが任命されたバグダードのシフナ職（軍事総督）の事例を分析し、シフナが治安維持、カリフとの交渉役等の重要な役割を担っていたことを明らかにしたが、軍隊組織に属するものとして、どのような政治的軍事的な役割を果たしたかを十分に検討することができなかった。なおセルジューク朝のアミール研究に事例に基づいた専論はみられない。そこで本報告では、セルジューク朝支配下のイラクにおいて、シフナに任命されたアミールと、イラク在地のアミールでありながらバグダードの政治に介入したバグダード南方のヒッラを勢力拠点とする遊牧アラブのマズヤド家の事例を分析することによって、セルジューク朝のイラク支配体制について考察した。

シフナのアミールとスルタンとの間には、俸給としてイクターを授与される見返りとして軍事奉仕をする契約関係があったが、スルタン位継承抗争の勢力図によって立場を柔軟に変化させるという緩やかな主従関係がみられた。頻繁にシフナのイクター地となったヒッラとタクリートでは、アミールの独立を防止するために、イクター保有者は数年で交替させられた。一方のマズヤド家のアミールは、スルタンのフトバを実行し、ヒッ

ラのサーヒブとして支配領域を保護されたものの、勢力圏の一部は他のアミールにイクター地として授与されていた。セルジューク朝側からマズヤド家をみれば、マズヤド家の支配を承認することで貢納が見込まれ、同家の持つ軍事的実力から敵対勢力への防壁ともなり得た。ここに既成権力を承認し、懷柔しながら監視下に置くセルジューク朝の支配体制の一端が垣間見える。以上のことからアミールを類型化するとすれば、「スルタンとの主従関係を変更する」アミールと「サーヒブのような、スルタンに半分依存し、半分独立している」アミールに分類可能と思われるが、さらなる事例の検討は今後の課題としたい。

3. モスルと対ファランジュ問題

柳谷 あゆみ

11世紀末から13世紀末にかけてシリア・パレスティナ地方に侵攻・植民したファランジュ（十字軍士のアラビア語での呼称。「フランク人」の意）の問題は、同地方を中心とした地域的な問題であり、当時の中東イスラーム世界全体からいえば、さほど大きなインパクトを与えた事件ではなかったという見方もある。しかし、自領への直接的な侵攻を受けなかった地域の有力者が、派兵や進軍の形で対ファランジュ問題に深く関与した事実は、敵対的異教徒との対峙と交渉以外にもこの問題がさまざまな政治的・経済的因素を有したことを見ている。この認識に基づき、本報告ではほぼ継続的に対ファランジュ問題にかかわった歴代モスル領主の派兵・進軍の状況の検討を行った。

モスル領主による対ファランジュ戦は、当初はルハーおよびその周辺を攻略・征服し、ジャズィーラ諸領への侵攻を食い止めようとする防衛的な性質のものであった。歴代のセルジューク朝スルターンは、自らの実効支配が及ぶ地域で、最もシリア・パレスティナ地方に近いモスルの領主に対ファランジュ戦履行の役割を課してきたが、思惑通りの成果は出ていない。これは、異教徒に対する聖戦軍が基本的には戦闘可能なムスリムたちの合同軍として組織されるため、自立性の高いアミールたちの志向と合わず、セルジューク朝スルターンが彼らを組織しきれなかったことが原因と考えられる。結果的には、スルターンの強制力を免れる形で対ファランジュ戦を履行したイマード・アッディーン・ザンギー一世がもっとも大きな成果をあげ、ルハー征服を果たしている。ルハーの征服はモスル領主にとっては防衛戦争の終結を意味し、以降、彼らは援軍派兵のかたちでのみ対ファランジュ問題に関わっていくことになった。

ファランジュのルハー喪失により、対ファランジュ聖戦はシリア・パレスティナ地域の問題としてローカル化が進んだ。他方で、シリアを拠点として勢力を拡大したザンギー朝・アイユーブ朝の支配者らがセルジューク朝スルターンの権威にとってかわるための根拠としてその履行が主張されていくことになる。モスル領主がこれらのシリアの新たな勢力に対し援軍を派兵するようになったことは、セルジューク朝スルターンの権威および実効支配力が、これらの地域で失われたことを表す事象といえよう。

4. ジャジャの子ヌールウッディーンのワクフ文書モンゴル語版について

白岩 一彦

ジャジャの子ヌールウッディーンのワクフ文書は、ルーム・セルジューク朝治下のクルシェヒルでヌールウッディーンが1272年に作成した、アラビア語—モンゴル語の二か国語のワクフ文書である。このワクフ文書の現存写本としては、イスキリップ写本（1272）、クルシェヒル第1写本（1272）、同第2写本（1272）、ヤークブ・イブン・ユスフ写本（1288）の4写本があるが、イスキリップ写本はモンゴル語版を含まない。また、クルシェヒル第2写本とヤークブ・イブン・ユスフ写本はモンゴル語版を含むものの、欠落がある。これに対してクルシェヒル第1写本は、モンゴル語版67行が完全に残っており、ジェヴアット・タルムが自著『クルシェヒル史』（1938）の中で初めて本写本について言及した。

彼は、1948年刊行の『歴史上のクルシェフリー：ギュルシェフリーとババイ、アーヒー、ベクタシたち』に本写本のウイグル字モンゴル語版のローマ字転写（アフメット・テミル作成）とモンゴル語版の写真を掲載した。アフメット・テミルはクルシェヒル第1写本のアラビア語とモンゴル語の本文を校訂し、イスキリップ写本のア

ラビア語校訂本文と共に Habilitationsschrift として1953年にハンブルク大学に提出、1959年にアンカラで『クルシェヒルのエミール・ジャジャオウル・ヌレッディンの1272年付アラビア語—モンゴル語ワクフ文書』として刊行した。本発表では新たに写真から起こしたモンゴル語本文を和訳して紹介（↓）、モンゴル語版がアラビア語版への認証状であると結論づけた。

「申年（1272）の夏の始めの月の最後の12日（5月20日）にラティヴ・ケルメン・サライについてジャジャの子〔である私〕ヌールウッディーンは自分の全財産を、自分の財産を天のためにワクフとするよう贈与し、これを書き物にした。私のあと誰であれ、わが年長者〔であると〕年少者であると、私の子であると〔を問わず〕わが娘、娘婿、一族〔の〕親戚〔で〕この書き物で書かれた以外の他の者でのこのワクフを傷つけたり他の形を導入したり、他の形にしたり〔する者は〕永遠の天の罰を受けるであろう。この書き物で書いたやり方に照らして実現すべき仕事が行われるようにと言ってから、われら〔すなわち〕以下のノヤン（官人）たち、われらすべては、われらのネケル（従者）たちと一緒に証言する。サマガル。バイナル。ダイル。ケヨケチュ。トミユル。エビュゲン。（以下略）」

5. 13世紀後半から15世紀初頭におけるメッカ・メディナの有力学者と周辺王朝の関わり 大津谷 謐

本報告では、両聖地と周辺王朝の関係の中でも、マムルーク朝と両聖地の有力学者の関係を扱った。マムルーク朝の両聖地支配に関する研究は、いずれか一方の聖地に焦点を絞ったものが大半で、両聖地を相互に関連付けた議論はなされてこなかった。また先論では、各聖地で実権を握っていたアミールに主眼が置かれ、カーディーやハティーブなど聖地で重要な役割を担った学者とマムルーク朝の関係については、研究が立ち遅れてきた。

本報告では、伝記集を主要史料に、13世紀後半から15世紀初頭のカーディーやハティーブの任命を通じたマムルーク朝による両聖地での人事政策の運動性を検討した。

マムルーク朝が成立した13世紀半ば、メディナはアイユーブ朝下にあった。一方、メッカはイエメンのラスール朝の支配下に置かれていた。マムルーク朝はメディナを制圧した後、ラスール朝下にあるメッカへの進出を目指すことになる。このように、マムルーク朝にとってメディナは、メッカ進出拠点として重要だった。

そのため、マムルーク朝はまずメディナにおいて、13世紀後半から14世紀初頭にかけて、ハティーブ兼イマーム職、次いでカーディー職を設置し、エジプトから職に就く人員を派遣して支配を強化した。このようにメディナでの支配基盤を築いたマムルーク朝は、14世紀前半、今度はメッカの職への介入を始めた。メッカでは、当初はイエメンのラスール朝と結びついた在地の最有力家系、タバリー家の権威を認めていた。しかし、14世紀半ばになると、新しい有力家系であるヌワイリー家を取り立て、メッカでマムルーク朝支持勢力を形成しようとした。メッカのヌワイリー家との結びつきの安定はメディナのカーディー人事にも反映され、14世紀後半、それまでエジプトから送られていたメディナのカーディーに、メッカのヌワイリー家の人物が登用されるようになった。エジプトから人員を派遣しないという傾向はさらに強まり、メッカ支配が安定した14世紀末には、メディナのカーディーを初めて在地の学者に任せようになった。

このように、マムルーク朝は両聖地での人事政策を巧みに運動させることで、両聖地においてマムルーク朝と結びつきの強い学者勢力の形成に成功したと言える。マムルーク朝の介入を受けた両聖地の学者側の変化については、今後の課題としたい。

6. 14-15世紀の十二イマーム派広域ネットワークとその「隠れた宗派主義」 森本 一夫

13世紀から15世紀のいわゆる「ペルシア語文化圏」の宗教状況は、しばしば「宗派的曖昧性」（confessional ambiguity）という概念と関連づけて語られる。アリー・イブン・アビー・ターリブの一族（アリー裔）に対する崇敬がスンナ派・シーア派の境界をこえて広がり、それが、スンナ派に属すスーアー・ネットワークのなし崩し的なシーア派化といった現象を惹起したとされる。しかし、信条における境界の溶解は、それを基盤

とする社会集団（宗派コミュニティなど）の境界の溶解と同じではない。この発表は、14-15世紀を対象として、十二イマーム派コミュニティの成員が築いていた広域ネットワークの存在を明らかにし、同ネットワークが、同派の宗派的な実践や教義の宣布を通じてではなく、自らとアリー裔との特別な関係を強調し、超宗派的なアリー裔崇敬を利用することによって、自派コミュニティ成員の利益増進を図っていたことを論じた（このような動きをこの発表では「隠れた宗派主義」[covert sectarianism] と名づけた）。これは「宗派的曖昧性」の時代の宗教状況についてのより良い理解につながるだけでなく、シーア派の歴史やイランのシーア派化をめぐる議論への貢献ともなると考える。

具体的な検討の中心的な対象としたのは、14世紀後半から15世紀前半にかけて活躍したヒッラ出身の系譜学者イブン・イナバ（1424年ケルマーン没）である。アリー裔の系譜の専門家として活躍し、ティムールやイブラーヒーム・スルターンにも作品を献呈したこの系譜学者を見据え、彼自身の経験の再構成、彼のパトロンたちの人物像の解明、そして彼が著した作品の内容に対する検討を通して、上記のようなネットワークの存在と、その「隠れた宗派主義」を炙り出した。さらに、14世紀前半に活躍したナジャフ／クーファ出身のイブン・アブドゥルハミード（1340年代にはキプチャク草原で活動中）とイブン・イナバの同時代人でナジャフ出身のイブン・カティーラ（マーワランナフルのキシュ没）という、やはりアリー裔を専門としていた系譜学者の人物像や経験を検討して、彼らがイブン・イナバと同じネットワークの構成員であったことも示した。

7. 「我らのスルタン」か「我らのパーディシャー」か：オスマン朝文書行政における君主の呼称をめぐる一考察

岩本 佳子

オスマン朝の君主は、日本では一般に「スルタン」と呼ばれている。しかし、オスマン朝で作成された公文書において、オスマン朝の君主を指す語は「パーディシャー」であり、文書や勅令に登場する「スルタン」の語は、大宰相やオスマン朝の高官や、女性を含むオスマン家の女性親族を指す語であることは、よく知られている。

確かに、オスマン朝の行政制度が一つの完成を迎えた16世紀後半以降、オスマン朝の文書行政においては、オスマン朝の君主当人を指す場合は、「パーディシャー」もしくは「スルタン・スレイマン・ハン」などの本名をスルタンとハンの語で挟む表現が用いられていた。しかし、ムラト2世（r. 1421-44, 1446-51）治下で作成された財務帳簿には、オスマン朝君主を「スルタン」と呼んでいる例が存在する。

本報告では、15世紀前半から16世紀中頃までのオスマン朝の行政文書・財務帳簿史料、特に統治に関する法の集成または行政や徵税上の規則集である法令集と担税者人口、税の細目、税額を記載した租税台帳を用いて、15から16世紀にかけて作成された文書・帳簿の中の君主称号の実際の用例を分析した。

ムラト2世の治下において、当代のオスマン朝君主を指す際に「我らのスルタン」、「我らのパーディシャー」の両語が用いられていた。しかし、次代のメフメト2世（r. 1444-46, 1451-81）治下では「我らのパーディシャー」が主として用いられるようになり、バヤズィト2世（r. 1481-1512）の治下では、治世初期のわずかな例を除いて「我らのパーディシャー」のみが当代の君主を指すようになった。対して、「故スルタン・バヤズィト」など、先代以前のオスマン朝君主に対しては、文書や帳簿において「スルタン」のみが用いられることもあった。さらに、「スルタン・名前・ハン」という表現は時代を通じて使われていた。

今後は、質疑応答の場で教示を受けたように、年代記も分析の対象に含め、オスマン朝君主の呼称には「パーディシャー」が用いられることと、オスマン家の親族や、オスマン朝の高官に「スルタン」が用いられることとの関係や、周辺諸国における君主の称号にも考察対象を広げ、15世紀から16世紀におけるオスマン朝の国家体制や国家意識、正統性の変化を解明していく。

8. 近世オスマン帝国社会におけるウラマー名家：エブッスウード家の活動を中心に 松尾 有里子

エブッスウード家は、16世紀中葉にイスラム法の権威としてスレイマン1世（在位1520-66）に仕えたシェイヒュルイスラーム、エブッスウード・エフェンディ（Ebussuud Efendi, 1490-1574）の時代に興起し、オスマン帝国末期の20世紀初頭に至るまで司法と文教の分野で官職就任者を輩出したウラマーの家系である。本発表では、公刊されたウラマーの伝記集、行政文書類、及び同家の出身地イスキリプとイスタンブルに設定されたワクフに関する文書類の検討を通じ、同家が一つの家門として、官職への就任と世襲という官僚制に基づく利益を確保するとともに、社会経済的基盤を独自に築いていく過程を検証しようと試みた。

まず、エブッスウード家興隆の要因となったミュラーゼメト制度（教授・法官候補制度）との関係、およびイルミエ内で次第に「名家」となっていくプロセスを述べた。この制度は、学識あるウラマーの推挙によってイルミエ（ウラマーの階層的支配組織）の任官候補者を選び、国家が認定する制度であったが、その制度設計に関わったのがエブッスウード・エフェンディであった。エブッスウード家はこの制度が浸透するにつれ、任官候補者の推挙、イルミエ官職の任命に関する実権を掌握するとともに、他の有力ウラマ一家との婚姻を通じて、次第にイルミエ内に家門を形成していくようになった。16世紀末には、一族の者たちによる上位官職の占有が生じたものの、17世紀後半より徐々に高位の官職から遠のく現象が認められた。

次に、16世紀にエブッスウード家が故郷のイスキリプとイスタンブルに設定したワクフをとりあげ、この家系が17世紀後半以降、ワクフ運営を通じ、イルミエの官僚制のみに依存した家系の継続から脱しつつあった状況を考察した。イスタンブルのワクフについては、代々、長男が管財人を務め、エユップ地区のコーラン学校のほか、大規模な水利施設等を寄進、運営しており、都市機能の充実に同家が深く関わっていた状況が窺われた。近代化改革のなかで、ウラマ一家の多くが没落していくなかで、この家系は20世紀初頭まで存続した。その理由としてこのワクフ運営が一つの要因として考えられるのではないかと結論づけた。

9. 19-20世紀ドイツ語文化圏におけるオリエント産絨毯交易：マイヤー・ミュッラー商会を事例に

田熊 友加里

1870年創業のマイヤー・ミュッラー商会（Teppichhause Meyer-Müller & Co.）は、スイスのチューリヒを拠点に19世紀後半から20世紀末まで、オリエント産絨毯の輸入業で繁栄を遂げた。しかし、1994年の会社解散後、同社の記録は全て処分され、膨大な絨毯コレクションも競売によって世界各地へ離散した。故に、絨毯交易史におけるミュッラー商会の動向は十分に解明されてこなかった。

報告者は多年にわたる調査の結果、ミュッラー商会の売却した絨毯および絨毯加工品9点が国立民族学博物館（大阪府吹田市）に収蔵されていることを発見した。さらに報告者は、スイスにおける元社員3名へのインタビュー調査および独自に入手した社史記録を併用することで次の3点を明らかにできた。

第一に、会社解散の要因は、直系の後継者不在を発端とする親族間の経営権をめぐる内紛であった。また遠因として、1980～90年代の住居建築の構造の変化（床暖房化や二重窓の完備化）と家族構成の変化（核家族化や単身世帯の増加）による絨毯需要の低下を指摘できる。

第二に、絨毯の流通経路について、20世紀初頭にはイスタンブル～スマルナ（現イズミル）～コルフ～トリエステ経由の海路中心であったのに対し、1980年代にはテヘラン～トルコ～旧ユーゴスラヴィア～イタリア経由の陸路へ変化したことが分かった。

第三に、経営体制として、ミュッラー商会は専門知識を有する社員を現地の絨毯取引と運搬の過程に同行させることで、オリエント産絨毯の生産・買い付け・流通・販売の全過程を一括して管理下に置くことに成功した。これにより、スイス国内の店舗で高品質の絨毯を一定数常備でき、また顧客の要望に応じて好みの絨毯を現地から取り寄せることが可能にした。

他の外国商会との関係について言及すると、同時期にイランのソルターナーバードで絨毯工場を操業してい

た英國系のツィーグラー商会（Ziegler & Co.）とは競合関係にある一方で、ミュッラー商会がペルシア絨毯の複製に取り組む際にツィーグラー商会から織り技術の助言を受けていた事実を確認できた。両社は絨毯織り技術の情報を共有し、状況に応じて提携関係を結ぶことによって、絨毯交易の繁栄を支えていたと考察できる。

10. 在日イスラーム教徒の対日活動の拠点：バラカトゥッラーの影響

三沢 伸生

20世紀初頭、とりわけ日露戦争後において、日本の存在はイスラーム教徒の間にも広く知れ渡った。この状況下にあってインドにおけるイギリス支配に対抗を望むインド系イスラーム教徒、ロシア・ソ連の支配を排除したいタタール系イスラーム教徒は、自主的に日本に滞在・移住して、自ら主体的に日本の官民諸勢力に対して接近を試みる対日活動を展開していた。

昨今の日本の学界では、後者、すなわちアブデュルレシット・イブラヒム、クルバンガリー、イスハキーら在日タタール系イスラーム教徒にかかる研究が大いに進展している。その一方で前者にかんしては必ずしも充分に研究が進んでいない。しかし対照的にアメリカのインド系共同体においては、学界および民間の双方で、こうした20世紀初頭にアメリカ・日本を含めた世界規模で反英運動を展開したインド系イスラーム教徒の活動が注目を集めている。

滞日したインド系イスラーム教徒のなかでも、とりわけ1909年にアメリカから日本へ渡ってきたムハンマド・バラカトゥッラー（Abdul Hafiz Mohamed Barakatullah, 1854-1927）は、1914年に離日するまでの約5年間ににおいて、イスラーム主義に基づいて日本のアジア主義を利用しつつ反英運動を広めるために、日本の諸勢力へ接近した先駆者として注目を集めている。滞日中に陸軍の大原武慶らに接近し、あるいは日本で知遇を得たエジプト人のファドリー、タタール人のアブデュルレシット・イブラヒムらとも交流を持ち、その影響は日本国内のみならず世界にも拡散していった。

しかし史資料不足と分析の不徹底さにより彼の活動に関して史実の混乱、過大評価が見受けられる。一例をあげれば、日本における様々な活動に協力した日本人イスラーム教徒の波多野鳥峰（春房）の活動評価がある。従前、波多野の改宗と旺盛な出版活動は彼の活動の成功事例と目されてきたが、その実、波多野は熱心なイスラーム教徒ではなかったことが諸史料からわかる。アメリカ留学経験を有していた波多野は偶々近所に居住していたアメリカから訪日してきた彼と知己となり、イギリスの圧力で日本国内での出版活動を制限されていた彼のために自分の名前を便宜的に貸与していたに過ぎない。波多野名義で執筆された著書、論文は実際には彼が執筆したものであり、その一部を波多野が日本語に翻訳したに過ぎないものと目される。

第6会場

1. 初期ユダヤペルシア語における聖書ヘブライ語動詞体系の反映について

立町 健悟

初期ユダヤペルシア語はヘブライ文字で書かれた初期の近世ペルシア語である。その言語の扱い手は当時のイラン語圏におけるユダヤ人であり、ヘブライ語との関係は無視できない。中でも宗教にかかる文献には聖書ヘブライ語がペルシア語に翻訳されたものがあるが、その多くの場合で語順が1対1に対応しているように、両者の対応関係を見ることが可能である。ヘブライ語とペルシア語とは諸々の点において言語特徴に大きな違いがあり、その懸隔がいかに処理されたかを調査することは、両言語の言語的特徴を解明することに貢献するばかりでなく、文献そのものの性質を知るために有意義といえる。

本発表では聖書ヘブライ語と初期ユダヤペルシア語とで異なる言語特徴のうち、ヘブライ語の動詞派生型ビンヤンがペルシア語でどのように反映されるかを問題とする。ビンヤンには伝統的にパアル・ピエル・ヒファイル・ヒトバエル・ホファル・プアル・ニファルと呼ばれる7つのパターンがある。ヘブライ語では動詞が語根からそれぞれのビンヤンのパターンに従って派生されるが、ビンヤンには大まかな意味傾向が認められる。つまりパアルを基本としてピエルが強意、ヒファイルが使役であり、ニファル・プアル・ホファルはそれぞれパア

ル・ピエル・ヒファイルの受動である。また、ヒトパエルは再帰の意味傾向を持つ。

本発表では聖書ヘブライ語と初期ユダヤペルシア語の対応について、このビンヤンという観点から、能動（パアル・ピエル・ヒファイル）と受動（ニファル・プアル・ホファル）、及びパアル・ピエル・ヒファイル（またはニファル・プアル・ホファル）の訳出の方法という2点を中心に検証した。まず能動と受動については、多くの場合ペルシア語ではビンヤンと合致するが、文献によってその対応に顕著に違反するものがあることを確認し、文献の性質と関連付けた。また、意味傾向に関しては、使役の接辞によってその違いが表わされることがあるものの、異なるビンヤンであってもペルシア語の全く同じ語で翻訳されることから、意味傾向の違いは深くは反映されていないと言うことができる。

2. アラビア語古典文法における「あいまいな名詞句」

榮谷 溫子

「あいまいな名詞句」(al-'asmā' al-mubhamah) は、アラビア語文法学で限定名詞句の1つとされた範疇だ。本発表は、この「あいまいな名詞句」という概念がアラビア語文法学の発展とともにどう変容し消滅したかを明らかにすることを目的とする。

シーバワイヒでは「あいまいな名詞句」とは指示詞およびそれと似たものだが、人称代名詞を含む箇所もある。彼は限定名詞句に関係詞を含めていないが、「あいまいな名詞句」の指小形の章では関係詞をその範疇に含める。恐らく彼は指示詞と関係詞の形式の類似に気付いており、故に「あいまいな名詞句」にときとして関係詞を含めたのではないか。

アル＝ムバッラドの *al-Muqtadab* の「限定と非限定」の章でも「あいまいな名詞句」が挙げられるが、それらは指示詞だ。だが、「あいまいな名詞句」の指小形の章では関係詞もそれに含め、疑問詞等も同章で扱われる。

イブン・アッ=サッラージュも「あいまいな名詞句」を指示詞とする。

アッ=シーラーフィーは、人称代名詞は「あいまいな名詞句」ではないが、「あいまいな名詞句」との類似性から混同されたとする。このように「あいまいな名詞句」から人称代名詞を明確に除いたのは第一の転換点だ。

アッ=ザマフシャリーの *al-Mufassal* とイブン・ヤイーシュによるその解説でも、「あいまいな名詞句」は、指示詞と関係代名詞だ。

ところが、イブン・マーリクの千行詩では、指示詞と関係詞が明確に区別され「あいまいな名詞句」という範疇や名称は使われない。これは、大きな転換点だ。

イブン・アキールの千行詩解説では、関係詞が名詞的関係詞と小辞の関係詞とからなるとした。この区別はイブン・マーリクにはなく、そもそも小辞の関係詞はイブン・マーリクでは関係詞に含まれない。

イブン・ヒシャームも「あいまいな名詞句」という用語を使わず、指示詞と関係詞を別範疇として扱うが、小辞の関係詞を関係詞に含めず、名詞的関係詞のみを関係詞とした。

このように、初期には「あいまいな名詞句」の呼称がダイクシス語等のゴミ箱状態で用いられたが、まず「あいまいな名詞句」から人称代名詞が除かれ、次いで指示詞と関係詞の区別がなされ、遂には「あいまいな名詞句」という範疇は用いられなくなった。また関係詞についても正確な記述がされるようになった。

3. 初期十二イマーム派（イマーム派）における顕教的教義：10世紀初頭のタフスィールの分析を通じて

平野 貴大

小幽隱期（874-941年頃）のタフスィールでは、フラート（没年不詳）、クンミー（d. 919）、アイヤーシー（d. 932）の3人の著作が現存している。本発表は、それら3つのタフスィールの中で展開される法学教義の内容、その独自性、および当時の法学の形成の一端を考察するものである。

小幽隱期のタフスィールでは、後の法学書が章立てして扱う分野の大部分が扱われている。先行研究はスンナ派の規定と異なるイマーム派の法学教義をあまり分析してこなかった。そこで本発表ではイマーム派に特徴的な法学教義の中でも先行研究にほとんど言及のないものを選び、窃盗の切断刑、イスラーム教徒の区分、啓典の民による屠殺肉、鱗のない魚、男性の待婚の5つの主題を考察した。その際に小幽隱期の特徴を明らかにするため、ムハッキク・ヒッリー（d. 1266-67）の法学書との比較を行った。

これら5つの主題のうち4つは後のイマーム派法学との連関が見られた。切断刑に関する規定は後のイマーム派法学の議論にほとんど異論なく受け入れられていた。その一方で、イスラーム教徒の区別の議論は小幽隱期にはまだ曖昧であり、啓典の民の屠殺肉の問題では後の多数派説と少数説の両方が伝えられていた。鱗のない魚の問題では忌避説のみが伝えられていた。男性の待婚期間は他の文献ではほとんど議論されていない主題であった。

これらの法学教義のほとんどは預言者かイマームたちに遡及されるハディースという形で展開されている。これら全てのハディースが本当に預言者やイマームに遡るかは別としても、ハディースがそれ以前の出来事を伝える伝承である以上、小幽隱期以前の時代すなわちイマームの顕在期から法学議論の蓄積が存在していたことは間違いない。そのため、小幽隱期の法学はイマーム顕在期に成立していた法学の延長線上に位置し、当時流布していたイマームのハディースを収集、整理する形で展開されていたと、文献上指摘することができる。13世紀以降にイマーム派法学が確立されるまでの議論の枠組みや典拠がすでに小幽隱期には用意されていたと言える。小幽隱期の法学教義の詳細を分析することによって、文献上遡ることのできる最初期のイマーム派の姿をより一層明らかにすることができるだろう。

4. イブン・アラビー思想における「心」（qalb）と「変転」（taqallub）の意味連関：先行スーアーとの比較を通じて

相樂 悠太

イスラーム神秘主義思想家イブン・アラビー（d. 1240）に関する従来の研究では、彼が後代に与えた影響の大きさが強調される一方で、彼以前のスーアー思想と彼の思想の関係が考察されることは少なかった。しかし、彼が先行の神秘主義思想をいかに継承し、存在論的な神秘哲学へと発展させたかを考えるために、靈魂論や修行論といった彼以前の神秘主義思想における主要論題に関して、彼と先行スーアーの教説を比較し、両者の異同を検討することが求められる。

本発表は、神秘主義の靈魂論と修行論において中心的位置を占める「心」（qalb）の概念を取り上げた。スーアーたちはしばしば「心」を、q-l-b という同一のアラビア語語根に由来する「変転」（taqallub）の概念を用いて説明する。すなわち「心」は「変転」するがゆえに「心」と呼ばれるのである、とされる。イブン・アラビーも同様の議論をしていることを紹介した従来の研究は、彼以前のスーアーの議論に言及しておらず、「心」と「変転」を結びつけること自体が彼独自の思想であるかのように論じている。先行研究のこの問題点を解決すべく、本発表では「心」と「変転」をめぐるイブン・アラビーの思想の独自性を、彼以前のスーアーたちの思想との比較を通じて明らかにした。

「心」の本質をその「変転」する性質にみる発想は、サフル・トゥスター（d. 896）、アブー・ハーミド・ガザーリー（d. 1111）、ルーズビハーン・バクリー（d. 1209）といった著名なスーアー思想家の著作にみられる。この先行の神秘主義的伝統を受け継ぎつつ、イブン・アラビーは「心」の「変転」を、宇宙全体の絶え間ない変転を説く彼の「新創造」理論の枠組みの中で説明している。彼の思想において「心」と「変転」の意味連関は、人間の心と宇宙全体の変転の関係を説くための基盤になっている。これは彼以前のスーアー思想にはみられない現象であり、彼の思想に特徴的であると考えられる。

靈魂論に帰属する「心」の概念がイブン・アラビー思想においてこのように存在論・創造論と不可分に結びついていることは、先行の神秘主義思想の神秘哲学化という、彼が思想史上で果たした役割を示す一例である

と考えられる。

5. 14世紀のイブン・スィーナー『医学典範』注釈

矢口 直英

イスラーム医学の研究は従来イブン・スィーナー（西暦1037年没）をその頂点と見なし、その後のいわゆる「暗黒時代」に十分に注目してこなかった。その後の医学者が彼の主著『医学典範』への注釈執筆に集中したことがその理由として考えられる。しかし注釈が必ずしも妄信的な解釈を行っていないことは、クトゥブッディーン・シーラーズィー（1311年没）の注釈からも明らかである。

シーラーズィーは師ナスィールッディーン・トゥースィー（1274年没）と同様に哲学書や天文学書を執筆しており、それらの分野の著作、例えば『スフラワルディー「照明哲学」注釈（*Sharḥ Hikmat al-ishrāq*）』や天文学書（『天球の知識に関する究極の認識（*Nihāyat al-idrāk fī dirāyat al-aflāk*）』ほか）などは既に研究がなされている。しかし、シーラーズィーの『医学典範』注釈（『サアド〔ッディーン〕への献上品（*Tuhfat al-sādīya*）』あるいは『賢者たちの公園、医師たちの庭園（*Nuzhat al-hukamā' wa-rāwdat al-atibbā'*）』）は、その序文に記されたシーラーズィーの簡略な自伝が参照されてきた一方で、肝心の注釈本文についてはこれまで注目されていない。本発表ではこの注釈書に焦点を当て、第一歩としてその特徴を明らかにした。

自伝によればシーラーズィーは医者の家系に生まれ、父親の後任として病院に勤めるが、『医学典範』の学習状況に不満を持ち、自ら注釈を執筆する計画を立てた。彼のその後の遍歴は『医学典範』注釈を執筆することを目的とした知識の探求である。トゥースィーとの出会いもその道中の出来事であり、彼が哲学や天文学の知識を得たのも『医学典範』を理解するためであったと考えられる。『医学典範』注釈の序文で医学の価値を非常に高く評価しているなど、彼の関心は主に医学にあり、『医学典範』注釈はシーラーズィーの中で重要な位置を占めている。

『医学典範』注釈は逐語的に説明するスタイルをとり、多数の文献から引用がなされる。イブン・スィーナーの単純な敷衍ではなく、また既存の注釈を参考してそれらの見解の是非を評価しているなど、この注釈は著者が批判的に『医学典範』を研究した成果である。医学の分野でも、この時代は生産性が保たれていたと評価できるだろう。

6. 19世紀南アジアにおけるイスラーム聖者崇敬批判の展開：シャー・ムハンマド・イスマーイールの議論を中心

松田 和憲

本発表では19世紀前半の南アジアで活躍したシャー・ムハンマド・イスマーイール（Shāh Muḥammad Ismā'il, d. 1246/1831）の聖者崇敬批判に関して、彼のウルドゥー語著作『信仰の強化（*Taqwiyyat al-Īmān*）』から分析を行った。南アジアにおけるイスラーム聖者崇敬批判は14世紀ごろから存在していたが、これが大きな問題として取り扱われるようになったのは、彼の批判からである。この『信仰の強化』、特にその聖者崇敬批判を巡って大きな論争が起こり、南アジアのハナフィー法学派が聖者崇敬肯定派と聖者崇敬批判派の2つに分裂することとなった。また『信仰の強化』は、南アジアにおいて聖者崇敬批判側のイスラーム改革運動に最も影響を与えたテキストと言われている。そこで19世紀後半の聖者崇敬批判側の代表的な学者であるラシード・アフマド・ガンゴーヒー（Rashīd Ahmad Gangohī, d. 1323/1905）にも着目し、彼のファトワー集『ラシードのファトワー集（*Fatāwā-yi Rashīdiyya*）』における聖者崇敬批判やイスマーイールの評価を検討した。

イスマーイールとガンゴーヒーはどちらも聖者廟に参詣することに関しては承認していた。ただし、イスマーイールは死と来世を想いおこし、現世の執着から離れるために参詣することのみ認められるとしているが、ガンゴーヒーは聖者祭に合わせて参詣することは認めていないものの、過去の多くの学者たちが聖者廟参詣に関して様々な意見を出しているため、態度を保留している。墓で跪拝をすることや墓に口づけをすることといった、聖者廟で行われていた慣習に関しては、両者ともに大きく批判を行っていた。

7. イバード派法学派の形成と展開に関する一考察：家族法を題材にして

近藤 洋平

本発表は、イスラームの宗派の一つであるイバード派について、同派の法学の形成を、西暦8世紀後半から9世紀における家族法の分野に関する議論から考察したものである。はじめに、イバード派法学についての先行研究を概観した。そして現在の研究動向として、イバード派法学はスンナ派世界と並行的に形成され、発展したという立場が優位であることを確認した。次いで、西暦8世紀から9世紀のイラクとオマーンにおけるイバード派の歴史的展開を確認した。そして西暦8世紀後半から9世紀のオマーンでは、イラクからイバード派の学者が来訪する一方、オマーンからも、知識を求めて学者がイラクなどへ遊学していたことに触れた。

これらを踏まえて、後代のイバード派の著作で言及される、西暦8世紀後半から西暦9世紀に活動した学者たちの、家族法に関する議論を取り上げた。その結果、家族法に関するバスラやオマーン外部の指導者たちの見解は、すべてが無批判に受け入れられたわけではなく、見解の一部は、すでに9世紀前半のオマーンでは採用されていなかったこと、バスラにおける見解の相違が、そのままオマーンでも議論されていること、学者たちは生涯にわたって一つの説に固執したわけではなく、時として自らの立場を変えていたことを明らかにした。さらに、オマーンへの来訪者・移住者と、オマーンを中心に活動した学者たちとの間で意見の相違が発生するなどの、西暦9世紀のオマーンにおける学者間のパワーバランスの一端も明らかにした。このほか、西暦8世紀後半のバスラのイバード派の分裂が、現在まで存続するオマーンのイバード派の学説形成にもいくらか影響を及ぼした可能性にも触れた。そして西暦8世紀後半に先行する、また同時代のイスラーム世界における議論の把握、さらに家族法の分野以外における学者たちの議論の分析を通じて、オマーンにおけるイバード派法学の形成と展開はよりよく考察されるとまとめた。

ポスターセッション

1. エジプト、ルクソール西岸のアル＝コーラ地区から出土した葬送用コーン

近藤 二郎・河合 望・福田 莉紗

早稲田大学エジプト学研究所は、2007年12月以来、エジプトのルクソール西岸アル＝コーラ地区で、ウセルハト墓（TT 47）とその周辺の岩窟墓群の発掘調査を約10年にわたり実施してきている。ウセルハト墓（TT 47）が位置する場所は、谷状の地形を呈し、10m以上の厚い堆積砂礫で覆われている。膨大な量の堆積砂礫の除去作業を実施してきたが、今秋実施した10次調査（前半）までの発掘作業までに、大量の葬送用コーンが出土している。新王国時代と末期王朝時代の葬送用コーンが含まれており、底部に刻された銘文を判読したところ、これまでに47種類の葬送用コーンの存在が明らかになっている。また、ウセルハト墓の前庭部北側で検出された日乾燥瓦造の壁体にはウセルハトの葬送用コーンが壁に嵌め込まれた状態で発見されており、非常に興味深いものと言える。

幾つか特筆すべき葬送用コーンをあげると、D. & M. 13はNentawaerefのものであるが、5個検出されていることから、彼の墓は、発掘地付近に存在していると考えられる。D. & M. 31はEsのものであり、4個が発見されている。このEsの墓は、ウセルハト墓の北側に位置するTT-62-である。D. & M.*132(133)は、新王国第18王朝アメンヘテプ3世～同4世時代の宰相ラーメス（ラモーゼ）のものである。私たちの調査で発見されたラーメス（ラモーゼ）の葬送用コーンは、従来知られているラーメスのもの（D. & M. 132とD. & M. 133）と類似しているが新しい葬送用コーンであると考えられる。D. & M. 267は、Paheqaemsasenの葬送用コーンであるが、これまで9個も発見されており、Paheqaemsasenの岩窟墓が、この付近に存在することは確実である。D. & M. 372は、Aakheperkarasenebのもので、第51号墓（ウセルハト墓）の元来の被葬者と考えられる。D. & M. 308とD. & M. 340は、別々の2種類の葬送用コーンであるが、他のものとは異なり2つが横並びで、ひとつのコーンに押印されているものである。619/A08の葬送用コーンは、Davies & Macadomの集成にはない新たな形の葬送用コーンである。この葬送用コーンは、ウセルハト墓（第47号墓）の東側に位置する第

257号墓から発見されているが、新たに18個の Hemy の葬送用コーンが発見されている。18個という数は、ウセルハト墓の56個を除くと最も多い数である。この数から言えることは、葬送用コーン 619/A08 の所有者である Hemy の墓は、確実に調査地付近に存在していると断定できることから、今後の調査が期待される。

2. クフ王第2の船プロジェクト2014～15年度の活動

黒河内 宏昌・吉村 作治

本プロジェクトは、エジプト・ギザ遺跡・クフ王ピラミッド南面足元のピット内に分解・収蔵されている木造船クフ王第2の船の部材を取り上げ、保存修復を行い、測量したのち、それらを組み立てて船を復原することを目的とする。

ポスター発表の内容は以下の通りであった。

本プロジェクトは2008年度から吉村が率いる日本隊とエジプト考古省の共同プロジェクトとしてスタート。2013年度から部材の取り上げ、保存修復（第1段階）、測量・復原考察を開始し、船の実際の組み立て復原は2020年度にグランドオープンを予定している大エジプト博物館において行う予定である。

プロジェクトの作業内容は以下の3点から説明される。

①部材の取り上げ

部材の収納状況を記録したのち、強度が不足する部分を仮補強し、部材を1点ずつ取り上げる。2014～15年度までに取り上げた部材は累計で約700点（部材総数は1982年にエジプト人によって組み立て復原の終わっているクフ王第1の船と同様であれば約1,200点）。

②保存修復

保存修復（第1段階）の目標は、部材の第一次強化と破損箇所の接合、変形箇所の矯正である。強化剤は可逆性と熱可塑性を持つアクリル樹脂を主とする。また樹種同定などの分析も進めている。2014～15年度までの作業で累計582点の部材を終了。

③測量

部材を1点ずつ手測量し、1/10の縮尺図、およびそれらを組み合わせたパネルの復原図を作成、船の復原考察を行う。2014～15年度までの作業で累計379点を終了。また船における部材の位置や並び順を示す古代の大工が記した刻書や墨書きを記録し、そのシステムの解析を進めている。また各部材を三次元測量し、そのデータを用いて部材の変形を修正しながら当初の船体形状を正確に復原するモデルの開発を始めた。

なお2014～15年度の本プロジェクトは、（独）日本国際協力機構（JICA）および（独）日本学術振興会科学研究費助成事業の支援で行われた。

ポスター発表当日は来場者からプロジェクトの経過やクフ王第2の船の設計、構法などについて質問を受け、有意義な意見交換を行うことが出来た。

3. クフ王第2の船の甲板室で用いられた部材の調査研究

柏木 裕之・山田 綾乃

エジプトのギザ遺跡では、クフ王のピラミッド南脇に埋納された木造船、「クフ王第2の船」の取り上げ・保存・復元作業が、エジプト日本合同調査隊によって進められている。

解体して収められた船坑内では、下側に船体を構成する部材が敷かれ、その上に甲板（床板）や甲板室、船首櫓など船体上部の部材が重ねられていた。取り上げ作業は上部から順に進められ、この中には甲板室の部材が多数含まれていたことから、甲板室の全体像や第1の船との比較など、包括的な検討を行う準備が整った。本ポスターは、現地で実測を行った甲板室部材について、その復元図を提示し、現在までに得られた知見を整理したものである。

甲板室の部材は、数枚の板を横に繋ぎ、それらを棟で留めるパネル構造であった。だが劣化が進み、ひとまとめのパネルとして持ち上げることは難しく、船坑内で板や棟に分解し1点ずつ取り上げる方法が選択され

た。この結果、取り上げられた甲板室の部材は300点を超えた。発表者は1点ごとに縮尺10分の1で実測を行い、その後図上でパネル形状に復元した。更に甲板室における位置の同定を試み、全体の形状を復元した。本ポスターでは、壁、天井、扉等の部材復元図を想定される位置に並べている。

考察の結果、第2の船の甲板室は板壁で囲まれた箱形の構造物で、内部は前後2室から構成されると考えられた。正面（船首側）および背面（船尾側）の両妻壁と室内の仕切壁には扉が設置され、左右の側壁はそれぞれ5枚の板パネルを連結して作られていた。更に天井には右左5枚ずつ計10枚の板パネルが置かれた。

また、分解して取り上げられたことで部材間の接合方法を観察することができ、ほぞや角だば、木釘等の使い分けを構法模式図で表現した。

復元された甲板室の形状や構造、細部の技法などは、第2の船の東隣に収められ、現在太陽の船博物館に復元展示されている「第1の船」の甲板室と類似していることが判明した。一方で船首側妻壁には改変の痕跡があり、また仕切壁の造りが異なるなど、相違点も認められた。

部材には墨書や刻書も残されていた。作業時に記された番付けの一種と考えられ、一連の造船工程を示す資料として重要である。なお一部の天井パネルや室内の独立柱、梁など取り上げられていない部材があるため、本ポスターではこれまでに確認された墨書、刻書とその記載場所を明示するにとどめ、最終的な結論は今後の課題とした。

4. エジプト、アブ・シール南丘陵遺跡出土、イシスネフェルトの石棺の保存修復と研究

河合 望・柏木 裕之・高橋 寿光

本発表では、エジプト、アブ・シール南丘陵遺跡出土のイシスネフェルトの石棺の保存修復作業と研究の概要についての報告を行った。これまでの研究で、イシスネフェルトの石棺は新王国時代第19王朝のラメセス2世時代のものと年代づけられている。

石棺の形態は $Qrsrw$ タイプと呼ばれるもので、箱型の本体に両端に平坦な突起部を持ち全体が蒲鉾状の蓋を持つ古王国時代でもっとも普及した形態である。また、棺の右側の外面にはウジャトの眼のパネルが装飾されている。このウジャトの眼のパネルは、古王国時代末期に出現し、中王国時代に流行した特徴である。第19王朝の石棺は一般的には人型棺が多く、箱型棺は、わずかに王族の石棺に類例があるものの、稀有な例である。

石棺外面は、沈め浮彫に青色が塗られ、神々の図像とヒエログリフの銘文で装飾されている。神々の図像は様式的に第19王朝の年代を示しているが、銘文は、新王国時代の標準的な特徴を示しつつも、古王国時代の復古主義的な要素がみられた。形態、装飾だけでなく、銘文にも復古主義的な要素が見られることから、イシスネフェルトの石棺は、復古主義を好んだカエムワセト王子との関係を示唆する。

石棺は、南面、東面及び上下の各面が入念に研磨されていたのに対し、北面、西面は下方に削り残しがあり、また上方の整形面には幅広の鑿痕が多数観察された。研磨された面が少なくとも4面観察されたことから、棺身には、一辺105cm前後の整形された直方体石材が用いられたと指摘した。東面と西面の違いから、用意された石材は棺身よりも長く、東面を基準とし、ここから必要な長さを切断し、西面としたと考えられる。整形する必要がない下面が入念に研磨されていることや、南面にレリーフとは無関係の船らしき図像が存在していたことから、石材は新規に切り出された材とは考えがたく、むしろ別の建造物で使われた石材を転用し、船の図像は、そこで刻まれた可能性が高い。船らしき図像の向きは、この石材が東面を上にした状態にあったことを窺わせており、転用元の可能性として柱材を挙げることができる。古王国時代王族クラスのマスタバ墓から持ち込まれた可能性が高い。

石棺の保存修復作業は、これまで石棺が埋葬室の南西角に置かれていたため修復作業が困難であったが、保護をしながら埋葬室中央に移動したことにより、コンディション・サーベイを実施することができた。今後の抜本的な作業が期待される。

5. エジプト、ルクソール西岸のアル＝コーカ地区ウセルハト墓（TT 47）から出土したトレマイオス朝の土器群について

高橋 寿光

エジプト、ルクソール西岸アル＝コーカ地区に位置する新王国アメンヘテプ3世時代のウセルハト墓（TT 47）における発掘調査（研究代表者：近藤二郎早大教授）によって、これまでウセルハト墓の前庭部から、トレマイオス朝の土器群が発見されている。トレマイオス朝の土器群は、出土状況から周辺から廃棄されたと考えられ、原位置ではないものの、当時のアル＝コーカ地区における活動の様子をよく示していると考えられる。本発表では、発見されたトレマイオス朝の土器群の検討から、当時の活動の様子を復元することを目的とする。

ウセルハト墓の前庭部から発見された土器群は、類例からトレマイオス朝に年代づけられる。出土層位から、付近の墓から盗掘などの際に投げ出され、堆積したと考えられる。また、同じ層からは木棺、ビーズネット、ウシャブティ、ナトロン・バッグなどの埋葬関連の遺物が出土しており、土器群もこれらの遺物に関係すると考えられる。

土器群には、ミニチュア土器、皿形土器、ビーカー形土器、器台、碗形土器、壺形土器、アンフォラなどが含まれている。例えば、皿形土器や碗形土器には、ミイラ製作に関連すると考えられる黒色の物質が付着している。壺形土器などには、孔が空けられており、これらは儀礼後の「土器の破壊（いわゆる“killing pottery”）」にあたると考えられる。

土器の特徴や器種組成から、これらの土器群はトレマイオス朝時代に、埋葬の儀式、ミイラ製作、副葬品に使用されたと考えられる。土器群の検討から、ルクソール西岸におけるトレマイオス朝時代の埋葬関連の土器の詳細を明らかにすることができた。

これまでルクソール西岸の岩窟墓から出土した土器の研究については、新王国時代の土器研究が主であり、新王国時代の岩窟墓は末期王朝時代やトレマイオス朝時代に再利用されていることが知られているものの、この時代の土器研究は積極的には実施されてこなかった。近年では、アメリカ隊、イタリア隊やハンガリー隊などの調査研究によって、新王国時代以降の末期王朝時代やトレマイオス朝時代の土器の様子が次第に明らかになりつつある。こうした研究の流れの中で、本調査によっても、当時の埋葬に使用された土器に関して、新たに資料を提供することができた。これらの資料をもとに、今後、研究を進めることで、この分野への貢献が期待される。

6. 女神の変容：地中海におけるフェニキア・カルタゴの宗教の伝播

佐藤 育子

前1000年紀、テュロスに主導されたフェニキア人の地中海への海外発展とともに、各地にその宗教的伝統が移植され伝播していくことが碑文や図像から確認されている。本ポスターでは、特にテュロスで崇拜された女神アシュタルテと後にカルタゴ（ポエニ）世界で隆盛になるタニト崇拜について、いくつかの具体的な事例を示しつつ考察した。

キプロス島のキティオンでは前9世紀の半ば頃、フェニキア人の島への到来とともに、青銅器時代から続く在地の地母神信仰はフェニキアの女神アシュタルテ崇拜と同化し吸収されていった。地中海の西に位置するイベリア半島南部のタルテッソスでは、前8世紀から前7世紀のエル・カラボロの事例にみられるように、東方文化との出会いが女神アシュタルテの崇拜という宗教的融合をもたらした。また中央地中海に位置するマルタ島のタス・シルジ（タッシリジ）においても、新石器時代の女神を祀った巨石神殿は、のちに入植したフェニキア人がアシュタルテを祀る神殿へと改変し、その信仰はローマ時代まで続いていたことが確認されている。これらについて、現地での写真や図版をもとに具体的な事例を示した。

一方で、西方におけるカルタゴの興隆とともに、カルタゴの女神タニトの崇拜が西地中海全域に広がっていき、前5世紀以降、アシュタルテ崇拜を凌駕していく。タニトの起源はすでにフェニキア本土に認められるが、アシュタルテとタニトの関係については未だ複雑で解明できていない部分も多い。

本発表では、シチリアのモチュア島から出土した碑文をもとに、銘文におけるタニトの言及とタニトの印の刻印の関係について図示するとともに、2点のカルタゴ出土の奉納石碑を取り上げ、銘文と図像について具体的な事例を示した。さらに、イビサ島やカルタゴ近辺出土のタニトを象ったと思われる図像の共通性についても論じた。

以上、総括すると、在地の文化とフェニキア人のもたらした文化に宗教的連続性が認められる一方で、西方においてはフェニキア人が主導したフェニキア的段階とカルタゴが興隆して以降のカルタゴ的段階に文化の相違性を宗教的側面から改めて認めることができた。